

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	13 番	_____

欠席議員（1名）

12 番	小 林 敏 美 君
------	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	高 木 誠 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	中 島 健 司 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 富田栄次君、7番 吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（栗田利朗君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点お尋ねをいたします。

まず第1点目は土曜授業について、第2点目は全国学力テストについてであります。

それでは第1点目、土曜授業について。

文部科学省が昨年11月、学校教育法施行規則を一部改正し、市町村の教育委員会の判断で土曜日に授業をしやすいしました。その改正、その背景、趣旨は、土曜日において、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要である。そのためには学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要であるとし、このような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、設置者の判断によって土曜授業を行うことが可能であることをより明確化したものであります。学校教育法施行規則をそのために改正したものであります。平成25年11月29日公布、施行とあります。

そして、その主な改正内容として、改正前は、公立学校の休業日について、特別の必要がある場合はこの限りでないを、改正後において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合はこの限りではないと改正しました。これは、公立学校において当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業等を実施することが可能であることを明確化したものであります。これにより、近くでは岐阜市教育委員会が学力向上などを目的に導入した土曜授業がことし4月から岐阜市内の中学校で始まり、既に一部で補充学習や授業参観などが実施されています。

また、大垣市市長がことし1月7日の年頭記者会見で、2015年度、来年度から、大垣全ての大垣市立小・中学校32校で土曜授業を再開する方針を明らかにしました。

そこで、これまでを振り返りますと、過熱する受験戦争や知識偏重の詰め込み教育に対する

反省から、1976年の中教審答申でゆとり、充実という表現が盛り込まれ、1977年から78年の学習指導要領改訂で指導内容が削減されたのに始まり、土曜日の休日化進行にあわせて1989年から99年の改訂で指導内容と授業時間が削減されました。2002年にゆとり教育の実質的な開始、学習内容及び授業時間数の削減、完全学校週5日制の実施、総合的な学習の時間の新設等がなされてきました。

一方で、ここ数年で基礎学力が低下したとの批判が噴出し、2005年、当時の中山文部科学相がゆとり教育の全見直しを指示し、2007年、安倍首相のもと、教育再生と称してゆとり教育の見直しが着手されました。そして今日に至っております。本来、教育は国家百年の計であるべきものが、最近では朝令暮改、政権が変わるごとに変わるといった政治的色彩が強いものになっているように思われます。土曜授業、土曜日の教育活動をめぐる動向を明確にするためにも、以下、お尋ねするものであります。

まず1つ目、現在の週5日制が実施された社会的背景、経緯についてお尋ねいたします。

2つ目、現在の週5日制が実施される前は週6日制で土曜授業を行っていましたが、週6日制、土曜授業が現在の週5日制、土曜休日になったことにより、どこがどのように変わってきたのか、その違い、差異、差、異なる点についての比較検証を求めるものであります。

3つ目、岐阜市、大垣市がいち早く今回土曜日等に授業を実施することを明らかにしましたが、今なぜ土曜授業なのかをお尋ねいたします。

4つ目、我が町の土曜授業に対するお考えをお尋ねいたします。

大きく第2点目、全国学力テストについて。

小学6年と中学3年の全員を対象にした文部科学省の全国学力・学習状況調査、全国学力テストが4月22日、一斉に行われました。国語と算数・数学の2教科で実施をし、約224万人が参加しました。2年連続の全員参加で、結果公表は8月の予定ということであります。

文科省は、これまで禁じてきた市町村教育委員会による学校別成績の公表を今回から条件つきで認めたことにより、今回のテストから教育委員会の判断で学校別の成績を公表できるようになったということでもあります。下村文科相は、どのような公表方法が学力アップに効果があったのか検証したいという期待を込めた談話がありました。また、古田岐阜県知事は、教育現場で有意義に活用するための情報公開はすべきだ、教育の改善につながるような公表はやるべきだ、それぞれの判断で積極的にやっていただければと、国も県もその公表には積極的な姿勢を示しています。

そこで、お尋ねをいたします。

1つ目、全国学力・学習状況調査、全国学力テストが実施される目的は何でしょうか。

2つ目、我が町では全国学力テストをどのように位置づけておられるか、お尋ねいたします。

3つ目、これまで我が町は公表をされてこなかったと思うわけですが、今後学校別成績の公表についてはどのような判断をされますか、お尋ねいたします。

4つ目、学校間の序列化や過度な競争につながらない公表であるべきことはもちろん当然で

はありますが、もし公表されるとするならば、どのような公表内容とされるおつもりかをお尋ねするものであります。

以上、お尋ねいたします。

○議長（栗田利朗君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

○教育長（渡辺眞悟君） おはようございます。

6番 富田栄次議員の御質問について答弁させていただきます。

まず、土曜授業の1つ目の御質問の、現在の週5日制が実施された社会的背景、経緯について答弁させていただきます。

公立学校の週5日制は、学校、地域、家庭が連携、役割分担しながら子供を育てるとの理念で、平成14年度に完全実施され、同年度、学習内容が3割減った学習指導要領が実施されました。この社会的背景は、校内暴力、不登校などの社会的問題が大きくなり、その原因が詰め込み教育による過度の受験競争、落ちこぼれと言われる児童・生徒の学習意欲の低下にあるとされたからです。

実施された経緯は、昭和51年度、過熱する受験戦争や学校教育に対する批判に対応する形で、中央教育審議会が議員御指摘のようにゆとりと充実という言葉を用いて学習内容の削減を提言し、実際は昭和55年ごろから授業内容の削減が行われました。その後、昭和62年、教育課程審議会において新学力観が提唱され、従来の知識や技術を習得するのみを重視するのではなく、児童・生徒がみずから考え対応し、問題を解決する能力を重視する中で、体験的な学習や問題解決能力を高める学習が占める割合が増加しました。その後、第2土曜日が休みになり、月1回の週5日制授業が始まり、続いて平成7年度から第4土曜日も休日となり、平成14年度から週5日制が完全実施され、現在に至っております。

次に、2つ目の週5日制が実施される前の週5日制土曜授業と、現在の週5日制土曜休日のメリット・デメリット、その差異の比較検証について答弁いたします。

週5日制が実施される前の週6日制の土曜授業のメリットは、土曜日の授業時数は年間で約100時間以上確保できること。これに対するデメリットは、先ほど背景等で述べましたようなさまざまな社会問題が上げられます。現在、週5日制のメリットは、土曜日に地域でスポーツやボランティア活動などさまざまな活動に取り組めること、また多様な学びができること。それに対してのデメリットは、国際学力調査の順位低下など学力保障の問題、さらには全国学力・学習状況調査によりますと、テレビを見たりゲームをしたりするといった土曜日を無為に過ごす子供が少しずつ多くなってきたという問題点が上げられます。

比較検証についてですが、その1つとしまして、岐阜県警が出しております少年非行の概況の資料によりますと、2002年、平成14年は岐阜県内の触法少年の数でございますが、2,575人と戦後第4のピークであったのに対して、昨年は897人と、約3分の1に減少しております。この傾向は垂井町でも同じでございます。少年非行についてはかなり改善されていると言えま

す。

また、垂井町においては平成25年度の中学校3年生のアンケートで、地域に貢献し、役立つ人になりたいと答えている生徒は93.1%、ボランティア活動に参加し、役に立ってよかったと答えている生徒は78%です。つまり、現在の週5日制の中で、垂井町の子供たちは地域の多くの方とのかかわりにより、将来に生きていく力を身につけている状況であると考えております。

3つ目の、今なぜ土曜授業なのかについてでございます。

現在の土曜授業による授業時数確保の動きは、現行制度の、先ほど申し述べましたような問題が社会問題化する中で、学習指導要領改訂で学習内容が再び増加したことによると考えております。また、保護者の中には土曜授業が必要とする意見も多くなってきております。

さらに、そのことと学校教育法施行規則改正により、特別な場合に限るとされてきた土曜授業が教育委員会の判断で実施可能とされたことにもつながっていると考えております。

4つ目の我が町の土曜授業に対する考えについてでございます。

現在、垂井町においても土曜授業準備委員会（仮称）を設置し、今後の方向について検討を始めたところでございます。実施予定のこの会では、土曜授業の国・県・他市町村の現状を踏まえて、学校関係者、つまり管理職、それから教務主任、生徒指導、養護教諭、若手教員などによりまして今の子供の実態についてまず意見を求めたいと思っております。それにかかわりまして、今まで子供たちを家庭、地域で育てていただきましたそれぞれのPTAの代表の方や青少年育成の皆さん、それからまちづくり協議会、公民館関係者、スポーツ少年団、子ども会などの関係者の方々の意見を十分リサーチし、進めていきたいと考えております。

垂井町の教育ビジョンでは、第5次総の垂井町が目指しております「やさしさと活気あふれる快適環境都市垂井町」を教育の側面から捉えまして、目指す人間像を「自分で切り開く人、ともに生きる人、社会に貢献する人」を掲げて、社会で活躍できる人材の育成を目指しています。先日の相川水辺公園清掃活動でも多くの小・中学生が参加し、親さんと一緒に草を引いたり、大きなごみを川の中にまで入って拾っている中学生の姿もございました。土曜授業について検討していく上でも、こういった垂井の子供のよさをさらに伸ばすとともに、心の面、体の面、学力の面のバランスのとれた教育を推進していけるよう慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、全国学力テストについてでございます。

1つ目の御質問の全国学力・学習状況調査が実施される目的についてでございます。

この調査は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実、学習状況の改善などに役立てること。さらには、このような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として行われていると捉えております。

2つ目の、垂井町での学力テストの位置づけについてでございます。

今述べましたような調査目的を鑑み、本町の児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的として実施しております。垂井町教育ビジョンでも、本町の学力の状況を全国学力テストをもとにして分析しているところでございます。現状では、県の状況と同じような小学校・中学校とも学力の状況でございます。

そして、現在、日常の授業の中で児童・生徒が基礎的、基本的な知識や技能を確実に身につけることができるよう、各学校で指導改善に努めております。さらには、今年度から町の方針と重点の中で、思考力や判断力、表現力の育成も掲げ、各学校における指導の一層の充実をさせているところでございます。

また、一方の全国学力・学習状況調査の中で、朝食を毎日食べていますかとか、学校に行くのは楽しいですかというアンケート形式の調査がございます。この調査によれば、基本的な生活習慣、学校及び家庭での学習、それから倫理観や道徳性など、ほとんどの質問事項について全国平均と同等もしくは望ましい状況でした。特に地域行事に参加するとか、学校の決まりを守るなどはよい傾向でございます。今後は、授業の予習や復習をする習慣の定着、現在9割程度でございます朝食を食べる児童・生徒を100%にする食育の推進などが求められております。

以上のように、全国学力テストの学力・学習状況調査の結果を学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てております。

3つ目の学校別成績の公表について答弁いたします。

垂井町では、国語A B、算数、数学A B問題の学校別平均正答率は公表しておりません。現在のところ公表しておりませんが、今後も公表する予定はございません。

まず、全国学力・学習状況テストの目的が指導の充実及び学習状況の改善であり、これについては垂井町として既に行っております。小・中学校の指導の方針と重点にも示させていただいているところでございますが、各学校においてもテスト結果の分析を、例えば算数の数と計算において基礎的スキルを身につけているというように、子供の学力向上に結びつくような保護者向けの文章などで具体的に示しております。

また、各学校の取り組みと同時に指導の改善にも努めております。その一例としまして、垂井小学校が基礎学力定着の町の指定校として先進的に取り組みを続けており、その成果を年度ごとに町内各学校に広めて、それを活用しているところでございます。その結果、習熟度別授業を行ったり、少人数の授業を行ったりといった授業改善の取り組みが各学校で進められています。

また、家庭にも家庭学習習慣の定着をお願いしているところでございます。教育委員会としまして、毎年学期ごとに学校訪問をさせていただき、指導改善が進められているかどうかを見届けている状況でございます。

さらに、御存じのように、本町では学校規模がさまざまでございます。そこで、学校別平均正答率を公表した場合、個人情報保護の観点から望ましくないと考えられます。

以上のことから、学校別平均正答率の公表は行わずに、今まで行っておりますような指導改善維持にこれまで以上に努めていく所存でございます。

公表にする場合の公表内容について、次に答弁させていただきます。

各学校において指導改善に生かすために、全国学力・学習状況調査の結果を分析しておりますが、具体的にどのような力をつけていくことが必要なのかについて、例えば正しく分度器を使って角度を図ることができている、文章問題に対して筋道を立てて式に書いたり説明することに弱さがあるというように、児童・生徒にわかりやすいように結果を伝えてきております。さらに、それについて学校での指導改善の方法、家庭学習など、家庭にもお願いを申し上げて伝えていくつもりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番（富田栄次君） 再質問をいたします。

土曜授業について前向きに今取り組んでいただいているということで、それと先ほどの公表につきましても非常に慎重に取り扱っていただいている。先ほど言いましたように、公表するからということで裁判を起こしたり、公表するなということで裁判を起こしたり、公表しろということで裁判が起きたり、また過度の競争を招いてこれが一時中止になったりというようなことですので、公表については本当に慎重にやっていただくということでありがたく思っておりますが、ただ学校とか教育委員会の内部資料ということではなく、そういった情報をできるだけ保護者、先ほども保護者に通知しておりますということですので、もう十分かとは思いますが、情報の共有化ということで、できるだけこの公開というものを進めていただけたらということで質問したわけでございます。

そこで再質問、町長さんにお尋ねいたします。

教育行政における首長、町長さんの権限の強化や教育委員会制度の見直しなどを盛り込んだ地方行政改正案が検討されておりますので、今後教育行政に町長さんの御意向が非常に強くあらわれてくるんじゃないかということで、再度再確認をさせていただくわけでございます。

まず1つ、土曜日の土曜授業につきまして、これは子供たちにゆとりが欲しいということで、そのゆとりの中で物を考える力を養うということで始まったんだらうと思うんですが、それが土曜日というものが塾通いになっていたり、またそれによって土曜日を有効に使う人と使えない方、能力格差が表面化してきたというようなことで、土曜日の使い方についていろいろと問題提起があったのではないかと思うわけですが、土曜日の使い方につきましては、岐阜市、大垣市が先行しておりますが、3つの形態があると言われております。

1つは、その実施主体が扱う幾つかの形態に整理できるということで、児童・生徒代休日を設けずに土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う土曜授業。それと、学校が主体となった教育活動であるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程

外の学校教育を行う土曜の課外授業とも呼ぶべき形態。また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う土曜学習とも呼ぶべき形態、そのような3つの形態があると言われているわけですが、私の知っているところでは、月1回土曜日に、通常やっている授業は進めないということで、あくまで復習というか、そこまではなかなか横ならびできない子たちも含めて補充的にそういうものを開くという学校が出てきていると聞いております。

そういったことも含めて、こういったものについてどのような、大きくて結構です。今までプロジェクトという形でいろいろ検討されていかれるということですからあれなんです、大きく土曜授業についてのお考えをお尋ねしたいと。それと、今回法改正をしまして教育委員会等にどうぞ御自由にいろいろと判断してやってくださいということでしょうが、それには当然財源がつかまとうということになると思います。財源がなければできないということも含めて、これは非常に必要。町長さんのお考え、そういった役割というものが非常に大きなものになるのではないかと、そのように思っておりますので、2点、同じように重複するかもしれませんが、土曜授業についてと、それと今の全国学力テストの公開についての見解を、一言でも結構でございます。教育長さんと同じなら同じでも結構でございますので、お尋ねいたします。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

土曜授業、土曜日の使い方ですね。このあり方、それから学力テストの公表につきましては、まさに今教育長が申されたとおりの内容でよろしいかというふうに私どもも理解をしておるところでございます。

ただ、行政側と教育委員会のかかわりということも少し触れられましたけれども、新しい教育委員会制度というものが今少し表に出てきておるような状況の中で、新教育長というような形にも言われておるところでございますが、私の思いますところでは、現在のこの教育委員会と我々行政のあり方が、まさにそれをあらわし直した形が今の新教育委員会なのかなというようなことも思うところがございます。行政が積極的に教育にかかわるといふ部分は、もちろん財政の部分ではあるわけではありますけれども、その方向性、考え方については、やはり教育委員会が独自にこれを行っていく。そして、大きな部分で、先ほど教育長も町の第5次総の目的、「やさしさと活気あふれる快適環境都市」実現に向けて、教育分野での側面の方向として話をされました。まさにそういった形の中で一体となって進めていくことが必要であって、首長が積極的に教育にかかわり、先ほど政権がかわれば思いも変わっていくというようなことをおっしゃいましたけれども、人がかわれば教育の方針が変わることではなくて、大局に立った教育行政を進めていく上では、やはり教育委員会の独自性というものが必要であるというふうに私は思っております。その中で、財政等含めて行政がどうかかわっていくか、そのかわり方が問題であるわけで、それには当然に議会のチェック等も入ってくるわけで、そう

いったトータルの中で進めていくことが必要かというふうに思っております。

土曜日の使い方については、先ほどからお話が出ておりますように、これから検討していく中でありますので、私は地域で子供たちがしっかり活動しておる状況を踏まえて、授業を復活することによってどんな影響が出てくるかというようなこともしっかりと検討する必要があるというふうに思いますし、また学力テストの公表につきましては、まさにおっしゃったように、序列を出せば、それはどんな意図を持ったとしても結局序列化につながっていくということになると思います。この学力テストの本来の目的が、どういうふうがいい教育を進めていくかということにありますので、その目的のために現在うまく利用していると思っておりますので、このことを阻害する公表というのは慎重にあるべきだというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

○2番（中村ひとみ君） 議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

最初に、高齢者支援についてお伺いいたします。

厚労省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を進めております。

現在、高齢化率24.1%という数字に象徴されるように、日本の社会は超高齢化に突入しようとしております。加えて、人口減少という急激な社会構造の変化に総力を挙げて応戦していかなければなりません。

本日は、高齢者支援という立場で、以下の御質問をいたします。

1点目、地域で取り組む包括ケアシステムでは、認知症対策が大きな柱の1つとなります。厚労省の昨年の調査結果によると、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計15%で、2012年度時点で約462万人に上ることがわかっております。今後、ますます高齢化に伴い認知症高齢者の増加も予測されます。その予防対策として、65歳から特定健診の中に認知症検査を加えてはいかがでしょうか。みんなが検査を受けるとなれば恥ずかしい気持ちも薄らぎます。認知症は軽度のうちに早期発見することが大事です。

また、個人情報の保護を前提に、健診で認知症とわかった人の情報については、家族や行政、民生委員などで共有し、見守る体制を整備してはいかがでしょうか。

また、徘徊などが心配される痴呆症高齢者と暮らす家族の負担を減らすよう、地域においても認知症の理解者をふやし、その家族の支援体制の構築や、権利擁護への対応はどう進めていくのかお伺いいたします。

2点目、本町では第5次総合計画に基づき、要介護者が住みなれた地域での生活を支えると

いう観点から、地域密着型の新しいサービスを進めていきますとの方向性を示されていますが、現在の取り組み状況を御説明ください。

また、今や厚労省は24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの手厚い提供を呼びかけておりますが、今後どのように取り組んでいかれるのかをお示してください。

3点目、健やかに安心して生活を続けるためには、医療や介護サービスの充実と連携は不可欠です。これまでは、どちらかといえば高齢者を見る視点は、介護の側に重きが置かれておりました。しかし、医療の側からの視点を取り入れていこうとするのが、これからの地域包括ケアの大きな取り組みの1つです。その意味から、医療が旗振り役として介護との連携を進めることが重要だと考えます。本町の取り組みについてお聞かせください。

4点目、高齢化社会への対応として元気な高齢者の社会参加、活躍の場づくりについてお尋ねいたします。

本町の高齢化率は、推計で2025年には30%を超えると見込まれます。元気な高齢者をふやすための取り組みが、今後の課題になってまいります。介護保険料と給付費の増大に伴い、警鐘を打ち鳴らす意味でも、本町として元気な高齢者の育成と活動を後押しする施策についてどうお考えなのでしょうか、お聞かせください。

町として、これまで高齢者の経験や知恵を生かすシルバー人材センターなどの社会参加型の取り組みが行われてきましたが、一方で、今後は次への展開として、ライフサポートをする生活支援への担い手となる高齢者をコーディネートする仕組みが必要だと考えます。元気な高齢者は、地域にとって活力のある人材であり、見守りや生活の支援などを必要とする地域住民にとって欠くことのできない貴重な存在であります。このことから、支援を必要とする人と支援をする人とのコーディネートを行う仕組みづくりが、高齢者が地域活動や社会参加を行っていく上で極めて重要と考えます。具体的には、生活支援を必要とする利用会員と、その支援を担う提供会員のコーディネートを行うライフサポート事業であります。今後、各市町に普及していくことが見込まれますが、このような担い手のニーズはますます高まるものと予測され、支援を必要とする人と担い手となる高齢者をコーディネートする仕組みや活動拠点の確保により、高齢者の貴重なマンパワーが発揮され、元気な高齢者づくりともなり、地域の活性化にもつながると考えます。本町においても、このライフサポート事業の支援に力を注いでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、がん教育の推進についてお伺いいたします。

今や国民の2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなる日本最大の国民病とも言われるがんを通して、子供たちが健康の大切さを学び、同時に患者に対する偏見や差別を持たないようにするための機会を教育の現場で設ける必要性から、文部科学省は外郭団体の日本学校保健会に設置したがん教育に関する検討委員会の最終報告書が本年2月にまとめられたことにより、国のがん教育の方向性が示されました。

現在、がんは、保健体育の授業で生活習慣病の予防や喫煙などの有害性を学ぶ際に、他の病

気とあわせて紹介される程度にすぎず、昨年6月新たに国が定めた第2次がん対策推進基本計画では、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘した上で、がん教育について子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目標に掲げています。

報告書では、命の大切さを育むがん教育との視点から、がんを正しく理解する、また命の大切さについて考える態度を育成するとしています。がんを知ることによって、結果的に生きる大切さを知ることにもなり、さらにいじめとか自殺とかという問題にも影響を与えるのではないかと考えるものです。がんを正しく理解すれば、大人に成長してからの検診の受診率アップにもつながるはずです。

さらに、がん教育を受講した生徒たちは、家に帰ったら親に検診を勧めたいと子供たちはきちんと理解し、親に逆教育をしてくれる。親の世代はがんを発症しやすい年齢層でもあり、その世代の受診率、検診率アップにもつながっています。

こうしたことを踏まえてお伺いさせていただきます。

まず、がん教育について、本町ではどのような認識をされているのかお聞かせください。

2点目は、がん検診の国の目標値50%に対し、本町の受診率は19.2%にとどまり、この低いがん検診率を上昇させるためには、町民への啓発だけでは限界があります。教育委員会として町民の健康を守る観点から、今後どのように取り組むお考えなのかお聞かせください。

3点目は、がん教育の充実のために、今後教育委員会として独自の教材や手引書を作成するとか、あるいは医療の専門家や闘病経験者を招いての授業や、保健体育の教師などにがんへの知識や理解を深める研修などを実施するお考えはないのか、お聞かせください。

ともあれ、学校現場での質の高い授業を何としても実現してもらいたいことを切にお願い申し上げます、一般質問といたします。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの中村議員の高齢者支援についての質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、特定健康診査に認知症検査を加えてはどうかについてですが、そもそも特定健康診査は、40歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者を対象に、生活習慣病予防を目的として健診項目が基本健診と詳細健診など、医療的な観点の合計12項目に当たるものです。それに対して認知症検査の方法につきましては、代表的なのはアルツハイマー型認知症などの疑いがある被験者のためにつくられた簡便な検査方法、MMSEとか、日本人が考案しました改訂長谷川式簡易知能評価スケールなどの専門的な検査などがございます。また、そのほかに65歳以上が被保険者である介護保険の地域支援事業、2次予防事業の基本チェックリストにより介護予防対象者を把握する方法などもあります。

今後は認知症の早期発見、早期治療を目指す中、介護の専門職や認知症サポート医の意見を聞くとともに、医療機関とも協議を要することなど、特定健康診査に認知症検査を加えることについて慎重に検討する必要があると考えております。

次に、認知症理解者の要請とその家族の支援、権利擁護への対応についてですが、町が現在委託をしております在宅介護支援センターにおきまして、毎月住民の方々を対象に認知症の正しい理解や介護の方法についての講座などを開催しております。また、第4木曜日には、予約制ではありますが、認知症に関する専門的な相談ができる体制を整え、認知症に対する理解を深めているところです。これらについては、広報「たるい」の情報発信のコーナーなどにおいても掲載をしており、既に多くの方に参加をしてもらう機会を設けておるところでございます。

また、地域包括支援センターの業務では、総合相談業務を窓口に、権利擁護などのサービスが必要な方に提供できるよう既に体制をとっているところです。

次に、要介護者に対する現在の取り組み状況と介護の流れについてですが、現在、町内では認知症対照型グループホームやデイサービスなどの事業について3事業所に委託し、提供をしております。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の今後の取り組みについては、法の改正によりまして平成24年4月からサービスが創設されまして、この制度は要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じ、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の介護を行うサービスでございます。ただ、このサービスは採算面とか夜間における従事者の確保などの課題から、介護保険事業所を確保することは難しい状況でございます。しかし、介護を必要とする高齢者ができる限り住みなれた地域で生活が継続できるよう、今後の計画策定の中で調査・研究をしていく必要があると考えているところでございます。

次に、医療や介護サービスの充実と連携の取り組みについてと、元気な高齢者の育成と活動を後押しするような施策、そしてライフサポート事業の推進につきましては、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員御提言のとおり、2025年には本町の高齢化率は30%を超えると予想されます。そのような状況の中で、国では介護サービス、予防サービス、医療サービス、見守り等の生活支援サービス及び住まいを適切に組み合わせることによる24時間365日対応可能な地域包括ケアシステムの構築を目指して、保険者と地域包括支援センターの協働による業務として位置づけているところですが、現実的には夜間などにおける従事者の確保などの課題もあり、実現することは難しい状況でございます。

そこで、医療サービスでの取り組みといたしまして、既に不破郡医師会などと地域在宅医療について、意見交換の場を設けながら、各異業種との連携や情報共有についての研究を現在進めているところでございます。

また、元気な高齢者の方々については、生活支援サービスの取り組みとしまして、また適度な運動や活発な精神活動、意欲を持った生活が認知症を予防するために非常に有効な手段であると言われていることから、団塊の世代や元気な高齢者の方々に地域での福祉の担い手とな

ってもらえるよう意識づけを促すとともに、ライフサポーターとしてボランティアで参加できるような仕組みを、各種の関係団体とも協力しながら構築していけるよう検討していきたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの回答とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○学校教育課長（桐山浩治君） 中村議員の第2点目の、がん教育の推進につきましてお答えをさせていただきます。

第1点目のがん教育についての認識についてでございますが、がん教育につきましては議員御指摘のとおり、現在命の大切さを育むがん教育の必要性が叫ばれ、がん教育を通して児童・生徒が将来にわたる健康な生活について学び、患者に対する偏見や差別を持たないよう取り組んでいくことは大切なことと考えております。

また、垂井町教育委員会においても、方針と重点の中で、児童・生徒の健康・安全を守り切るために、学校と家庭、地域社会が連携して、地域や学校の実態に応じた実効性のある対策を講じて、健康被害等による被害の未然防止に万全を期すとしております。

がん教育につきましては、文部科学省より平成26年3月3日に通知されましたがんの教育総合支援事業について、その内容を精査しているところであり、平成30年度に予定されております学習指導要領の改訂で、がんに関する記述が盛り込まれるであろうことに鑑み、今後適切に対応していこうと考えております。

第2点目の低い受診率に対する教育委員会としての考えについては、議員御指摘のとおり、垂井町のがん検診の受診率は19.2%と低く、受診率のアップは大きな課題であると考えます。このことにつきましては、子供のころからがんについての正しい知識を得ることによって、健診を受けようとする意識が高まるものと期待されますので、今後健康福祉課とも連携をとりながら進めていきたいと考えております。

また、現在、小学校学習指導要領解説体育編5・6年生、さらに中学校学習指導要領解説保健体育編におきまして肺がんについての記述があり、それらについて子供たちは学習しております。さらに、垂井町では中学生に毎年児童喫煙防止教室を実施し、健康な生活について学ぶ機会を設けております。今後は、このような取り組みに加え、不破郡学校保健会にも御指導をいただきながら検討していく必要があると考えており、それががん検診の受診率アップにつながることを期待しております。

第3点目のがんへの知識や理解を深めるための研修についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、次の学習指導要領の改訂におきまして、がんに関する記述が盛り込まれた場合、保健体育等の教科におきまして指導計画を見直す必要が出てまいります。例年、学習指導要領の全面実施につきましては、その数年前から西濃地区教育課程講習会におきましてその内容の周知が図られており、今後も同様の対応が予想されます。教育委員会といたしましても、

そういった研修への積極的な参加を促すとともに、各学校において改訂の具体的な内容について周知を図る校内研修が行われるよう指導していきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

○2番（中村ひとみ君） 各課の前向きな御答弁、大変にありがとうございました。

2点にわたって再質問をさせていただきます。

認知症予防についてであります。町として具体的な対策が急がれると感じました。認知症は早期発見が大事と聞いております。現在、全国各自治体、医療関係等で早期発見プログラムが導入されておりますが、今後町としてもプログラムの導入が急がれます。また、認知症講座とあわせて予防教室等を行っていただきますようお願い申し上げます。

まずは認知症予防の取り組みとして、認知症サポーター、コーディネーターを質的にも量的にも推進することもあわせて、支え手の人材育成が大事になってくると思われませんが、町長のお考えをお尋ねいたします。

もう1点は、現在、本町の地域包括支援センターでは、多種多様な支援の相談窓口となって業務を行っていただいているわけですが、新たな地域包括ケアシステムの構築に向けて、まずは総合窓口であり、高齢者支援の軸となる地域包括支援センターの人的な充実が不可欠であると考えます。町長のお考えをお尋ねして、再質問を終わらせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の認知症予防の支え手の充実ということでございますけれども、認知症を取り巻く状況というものが非常に深刻化してきておるという状況の中で、地域、あるいはその周りにおる方がどう対応するかということ、これはやはりいろんな部分の学習とか、啓発とかも必要になってくると思っております。今、担当課からも申しましたように、そういった学習会やセミナー等を開く中で意識を上げていくことがまず第一かというふうに思います。そういった対応をとることによって、地域での対応を少しでも充実させていくことにつなげていきたいというふうに考えております。

また、地域包括支援センターの充実でございます。御存じのように、地域包括支援センターでは主任ケアマネジャー、それから社会福祉士、それから保健師と3職種が専門的におって対応しておるわけですが、地域包括支援センターにつきましては、介護保険の改正が進んで5年ぐらいしてからつくられたものというふうに覚えておりますけれども、高齢者の介護が対処から予防に切りかえていく必要があるというような中で専門職を配置し、少しでも予防に努めていくというような形で、まさに地域包括ケアを実践していくような中核的な位置

づけであるというふうに認識をしております。自治体によっては外部に委託しておるところもあるわけでありまして、本町においては自前で持っておるといような状況でございますが、この内容につきまして、やはり専門職の配置ということになりますので、現在兼務で対応しておるところがあるわけでございますけれども、これの解消に何とか努めていきたいというふうに思いますし、3職種がしっかりと連携する中で、地域包括支援センターをしっかりと運営していくということが大事かというふうに思っております。よろしく御理解賜りたいと思います。

それから、がん検診受診率の低さについて、教育という部分での御指摘がございましたけれども、これ保健センター等も鋭意積極的に取り組んでおるところでございますので、教育もしっかりと進めながら、現実的な対処としても対応はしっかりとしておる現実でございますので、こういった御案内が行った折には、町民の皆さんもぜひ積極的に受診に対して取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、私のほうからは大きく2点についてお尋ねをするものであります。

まず1点目、垂井町の若年層人口の減少をとめると。

これは、5月21日に掲載されました中日新聞の社説、「消える自治体」に私は大変ショックを受けております。民間の有識者団体であります日本創成会議が5月8日に発表した内容に基づいたもので、2040年までに全国1,800自治体のうち約半数の896市町村が消滅の危機にあるというふうな推計を公表しております。同団体の試算によりますと、若年女性、20歳から39歳の減少率をもとに現在の人口移動率を加味し、現在の平均出生率1.41が続くと仮定をし、推計された数字であります。我が垂井町では2010年現在の若年女性の人口3,286人が2040年には2,084人となり、減少率が36.6%にも上ります。幸いなことに消滅の危機にある自治体とはなりませんでしたが、この団体による2040年の垂井町の全人口は2万1,817人と推計されており、2010年比では23.5%の減少となります。

記事にもありましたように、人口が減れば税収も減るわけでありまして。町の機能に支障を来し、医療や介護など社会保障の質も低下すると考えられます。まさに手をこまねいて見ているだけでは何も解決をいたしません。それぞれの町が町の魅力を発見し、競い合っていかなければならないという警鐘を鳴らしております。

では、今一体何ができるのでしょうか。人口が減って誰が一番困るのか。商業者にとっては、お客様の減少は売り上げの減少につながり、経営を圧迫いたします。また、製造業にとっても雇用の減少が売り上げの減少につながりかねず、大手の製造業では拠点の集約化が進むというふうに考えられます。このように、企業の業績を支えるべき人口を維持することは、垂井町における企業を元気にし、ひいては町の発展に寄与するものと考えております。このことを主眼

に置いた施策を検討しなければいけないと思いますが、女性に限らず、若年人口を維持するためには人口移動を食い止めることが先決であります。すなわち、若年層の就労機会をふやし、町内やその近隣市町村にとどめておくことが重要となってきます。今回は、若年層の就労、企業の労働力確保に焦点を絞り、お尋ねをいたします。

では、どのような施策があるのでしょうか。先日、私の知人であります経営者が、優秀な若い人材を確保するためには官民挙げて努力をしなければいけないと言っておられます。そのためには、学生のインターンシップ制度やトライアル雇用制度の活用を上げております。これらの制度には、現在、中小企業庁や厚生労働省など、国としての助成金制度がございます。さらに、国とは別に町独自の制度として検討できないかという御提案をいただきました。例えば、Uターンであるとか、Iターン就職を希望する学生のためのインターンシップ助成金や、また町内出身の学生や町内在住者の若者向けのトライアル雇用制度の助成金制度を町独自の施策として行います。若年層に特化した助成金制度の活用によって、若い人にとっては雇用のマッチングが可能となり、就職浪人や非正規雇用に甘んじている人を減らすことにつながります。また、企業にとってみれば、若い有能な人材を確保する機会がふえれば企業の業績を上げることも期待できます。結果、町外への若年層の人口流出を抑制でき、また流入も可能になると考えます。さらに、この助成金制度を企業誘致のメリットの一つに掲げ、今後行われる誘致活動にもプラスの効果となることを期待しております。

記事の一文にありましたように、地域の魅力を競い合うための一つの手段として、この2つの助成金制度の導入を検討していただきたいと思いますが、中川町長のお考えをお尋ねいたします。

2点目は、商業施設の開発に伴う周辺エリアについてお尋ねをいたします。

現在、郷鉄工所の敷地内における商業施設建設に向けた整備が着々と進められております。垂井町にとっては、垂井駅南部地域のさらなる発展の足がかりにもなり、大変喜ばしいことだと思っております。大型商業施設ができることによって、これまで以上に町民には日常生活の利便性がますますと増えると思っております。

しかし、現在、施設建物の位置や駐車場の配置、また敷地内への侵入経路など、どのような業種や形態になってくるのか、これまで地元自治会や近隣住民に向けた説明会は開催されておられません。この状況下の中で、私が推測や判断になってしまいますけれども、現在の国道21号線の朝夕を初めとする恒常的な渋滞状況や周辺道路の状況を考えますと、迂回路となるべき渋滞緩和の対応がとりにくい状況にあるというふうに考えられます。業種によっては、国道21号線が一時的にもこれまで以上の混雑も予想されます。さらに、垂井方面から表佐方面へと交差する坂ノ宮交差点周辺は大変道路幅も狭く、また斜めに交差をするという変則的な形状は事故にもつながりかねないと考えられます。さらに、施設東側の出入り口の利用を想定すると、接する町道の混雑も激しくなり、現在でも周辺企業に乗り入れられている大型車の通行とあわせ、付近住民の生活に少なからず影響が出るものというふうに考えられます。この町道は、ま

た表佐栗原地区の中学生の通学路でもあり、通学時の危険性は増すものではないかというふうにも考えられます。

そこで、昨年度に塚ノ宮交差点付近の基礎調査を行ってきましたが、その調査結果を踏まえ、現在どこまでどのように進捗しているのか、お尋ねをいたします。さらに、今後予定されるであろう塚ノ宮交差点の改良の見通しについてもあわせてお尋ねをいたします。この商業施設の開発により、交差点改良の時期を早める必要もあろうかと思っておりますので、その点についてもどのようなお考えなのかもお尋ねをいたします。

さて、この施設のキーテナントはことしの末にもオープン予定と聞いております。現在、企業の敷地内とはいえ、大規模な開発にもかかわらず、先ほど述べたように周辺道路とのアクセスが不十分のように思います。施設内への進入路は、国道のほかには、先ほど申したように東側しか予定していないというふうにお聞きしております。実際、現実的に西側の県道との侵入経路が確保できるかなど、事前の企業側との接点を持つべきと考えておりますが、どのようにお考えなのか。また、本来であれば、オープンまでにこうした道路の整備は済ませておくべきというふうには考えておりますが、この点についてもどのように考えておられたのか、また現在からオープンまででも結構ですけれども、進めていかれるのかをお尋ねをいたします。

さらに、中・長期的な展望についてお尋ねをいたします。

養老サービスエリアのスマートインターチェンジの開通を間近に控え、将来的にはそのインターチェンジから北へ、我が垂井町方面へ県道の拡幅も視野に入れながら、現在の周辺、国道21号線南側のエリアの利活用に非常に期待が高まるものというふうに思っております。このエリアについての青写真を早急に考えなければいけないと思います。国道21号線の4車線化も含め、垂井町発展の礎ともなるべき周辺エリアの開発をどのように進めていくものなのか、今後都市計画マスタープランの見直し時期等にもあわせながら、町長の構想や考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 藤壇議員の1番目の垂井町の若年層人口の減少をとめるの御質問の中に、就労の場を確保する観点から、インターンシップ助成金及びトライアル雇用助成金の導入についてお尋ねがございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、トライアル雇用助成金についてでございますが、このトライアル雇用とは、常用雇用となるまでの間の一定期間、お試し期間としてトライアル雇用として扱うものでございます。現在、国においてはトライアル雇用、いわゆる試用雇用でございますが、これをした事業主に対し最長3カ月、1カ月4万円の奨励金を交付する制度が設けられております。

一方、本町におきましても、この国の制度を活用して、さらに引き続き今度は常用として3カ月雇用した場合には、事業主に対して1人当たり10万円を支給するという町独自の若年層者、高齢者雇用促進奨励金制度というのを設けております。平成22年度にこの制度を設けたわけ

でございますが、以降8事業主の方がこの制度を活用され、8名の方が常用雇用として雇用されているという実績がございます。

先ほども申しましたように、この制度は国の機関が設けている制度でございますが、運用に当たっては国の機関であるハローワークと十分な連携をとりながら進めております。今後につきましても、ハローワークとの連携を強化するとともに、今まで以上に事業主、住民の方に周知を強化し、多くの方に御活用いただくことを努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、インターンシップ助成金についてでございます。

岐阜県では、重点プロジェクトの1つとして、若者の県内定着ということで事業が展開されております。インターンシップを希望する学生と、その受け入れ企業との間をマッチングする機関として、県においては岐阜県インターンシップ推進協議会というものが設立されております。県全体で学生をバックアップしようとするものでございます。インターンシップとは、学生にとって職場で事前に仕事を体験することにより、そのイメージを明確にできるというメリットがあります。また、これを行うことによって、採用後の学生と企業 mismatches というものが縮小できるというメリットもございます。採用側、被採用側それぞれに有効な手段かと私どもも思っております。

しかし、この制度は多くの学校や多くの企業と連携を図り、広域で取り組んでこそ初めて大きな効力が出てくるというふうに考えております。町が主体となって単独での制度を設けることについては、町内企業との調整とか費用対効果の関係も十分検証しなければなりません。したがって、今直ちに実施するということは困難かと考えております。今後、社会情勢を見ながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

人口の定着を図るため、人材を確保することは議員の考えと同一にするところでございます。県外の学生が生まれ育ったふるさとにUターンして、そこでやりがいのある仕事をしながら暮らせるということは理想であると思っております。しかし、必ずしも全ての学生がふるさとに戻ってくるのではなくて、多くの学生が東京や関東地方、あるいはふるさと以外の地域で仕事をしながら暮らしているのが現状でございます。今後はこのようなことも踏まえまして、今議員が提案されております2つの制度の見直しを図るとともに、既存の制度としても、本町には離職者支援金制度だとか教育訓練給付金制度など雇用対策に関する制度が幾つかあります。この制度を多方面に情報発信して、議員言われますように人口の減少に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 藤壇議員の御質問の2点目、商業施設の開発に伴う周辺エリアについて答弁させていただきます。

商業施設建設予定地に近接する塚ノ宮交差点は、国道21号と町道垂井表佐線が斜めに交差し、交差角が鋭角であり、かつ右折帯もなく、喫緊に対策を要する交通支障箇所でございます。

交差点改良の計画に際しては、国道21号4車線拡幅を想定して策定することが必要であり、かねてから国に要望を重ねてまいっておるところですが、これまでのところ見通しは立っておりません。そのため、昨年度は当面の対策として交差点東南角地の建物調査を実施をいたし、この角地を取得することにより、暫定的ではありますが、部分的な改良を施すことで少しでも交通支障を緩和できないか、検討を行ったところでございます。この角地取得については、現在地権者と交渉中ではありますが、移転先の選定や確保、再建築の上移転、そして解体というそういったプロセスが必要でございますので、今しばらく時間を要する状況でございます。

次に、商業施設建設に伴い、周辺道路とのアクセスが不十分ではないかとの御懸念を抱かれておられることについては、私どもも十分認識をいたしており、昨年度来、建設予定地地権者との相談協議を通じまして、御指摘のあるように西側の県道養老垂井線からの進入路建設について実現ができるよう、町としてできる限りの支援方法などを検討し、地権者と協議をしておりました。しかしながら、市街化調整区域での道路建設となるため、開発手続に時間を要することなどから、最終的に施設地権者側が新たな道路建設を断念されたという経緯でございます。今後は、商業施設オープン後の交通状況を注視しながら、引き続き事業者、地権者を交えて周辺の道路整備を検討してまいりたいと考えております。

さらに、中・長期的展望といたしまして、国道21号と東海道新幹線の間位置する県道養老垂井線沿いの区域は、交通利便性にすぐれ、既存の工業地区や住宅地区にも連担していることから、新たな住宅地や産業地に適していると考えております。したがって、これらの区域を今後優先的、計画的に整備すべき開発候補地区として位置づけ、宅地需要の動向や産業施設の立地動向などを見据えながら、また都市計画マスタープランの見直しにおいても市街化区域への編入の可能性を検討してまいりたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳理君） 第1点目、雇用についてですので、当然労働行政の側からというような形で御答弁をいただいたというふうに思っております。私は、そのみならず、やはり企業というものをこれから生かしていくために、そうした制度のさらなる拡充が必要ではないかというふうな思いでお尋ねをさせていただいております。これは、タイトルにもありましたように、とめるというかなりきつい表現で質問のタイトルをつけさせていただきました。これぐらいの勢いを持ってやらなければ、人口を維持することがかなり困難な時代にこれからなっていくしますので、当然垂井町の魅力の一つとしてそれを最大限発信していくことにその意味があるかというふうに思っておりますので、町長にその点についてどのようにお考えなのかということをお尋ねさせていただきます。

確かに2点目のほうは、一生懸命交渉に当てられ、できることできないこと、時間的な問題、いろんなところから現在の状況に至っているということは十分理解をさせていただきました。しかしながら、あれだけ有効なというよりも有望なエリアを今のまま放置しておくというのは、非常に垂井町にとってはもったいないなあという思いが非常に強くしております。そうした意味においては、当然開発をしにくいエリアではありますけれども、やはり垂井町独自の計画性を持ったまちづくりというものをさらに進めていくためには、さらなるマスタープランの変更ではないですけれども、を機会にそうしたことにしっかりと取り組んでいくという強い意思を町長はお持ちなのかどうかというふうに、これは西濃圏域で取り組んでおる都市計画でありますので、我が町だけが単独で走っていくというわけにはまいりませんが、そうした強い意思を持って西濃エリアに対しても発信をしていただき、今後の開発に対してしっかりとした夢を持った取り組みを持っていただけるような町長のお考えをお聞かせいただけたらありがたいなというふうに思いまして、再質問とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 藤墳議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず1点目の雇用、若年人口の減少をとめるということについてでございます。

議員おっしゃいましたように、とめるということは実際には無理かなというふうに思います。人口は確実に減っていく現実、これをここ数年というか、何十年にわたってとめることはまず無理なのかなあということは思っておるところでございますが、ではそれを手をこまねいて見ているのかということになるかというふうに思います。

そういった中で、情報発信ということをおっしゃいましたけれども、議員の質問の中にもございましたUターン、それからIターン、今Jターンという言葉もありますけれども、まさにこのUターンとIターンの考え方が若干違って、Uターンにおいては、そこに住んでいる人がまた大都市に出て行って戻ってくるということになります。これはやはり学校で、先ほど教育の問題がございましたけれども、ふるさと、自分の住んでいるところを大事にするという思いをいかに醸成していくかということにもつながってくる、まさに教育問題も今後のこのまちづくりに大きくかかわってくる大事な部分ではないかなあということを思うところであります。

一方で、Iターンというのは住んでいるところから全く違うところに行くわけでありますので、住んでいる、これは全国にかかわるわけでありますので、どうやって情報発信するかというのは非常に難しい話ではありますけれども、垂井町はいいところだよということを全国に向かって発信をしていかなければいけないというふうに思います。その発信の仕方は、今で言うと竹中半兵衛を使ったりとかというような形で、いろんな形で全国発信をしておるところでございますが、垂井町というものを認知してもらって、その中で垂井町の雇用状況も知ってもらおうと、そういう形の情報発信というのはこれからもどんどん必要であろうというふうに思っております。

先ほど人口減少、日本創成学会議のお話がございましたけれども、あの概要版を見ていただきますと、一方的に悲観的になる必要もないし、また楽観してはだめだよということが書いてございます。そういった中で、これからの人口減少に対する施策ということもこの創成会議の提言の中にうたわれております。少し拾い出してみましたけれども、ストップ少子化戦略という中で、出生率の向上、1.41を1.8ぐらいまで上げたいということ。それから、若者の雇用、生活の安定、まさに今の雇用のことでもございますけれども、これを努めていく。結婚、妊娠、出産の支援、子育て支援、働き方の支援。それから、地方元気戦略というような中で、今人口集中をもたらしておる東京一極化集中、これを何としても歯どめをかけていく。それから、人口が間違いなく減っていくので、その減っていく中での新しい集積構造、つまり俗に言われるコンパクトシティー化ということはどう進めていくかということ。それから、地域経済を支える基盤づくり、ここら辺も雇用、経済に関係してくるところでございましてけれども、こういったものをどうつくっていくか。そして、人を呼び込む魅力づくり、まさにこれが、人口をとめることはできないけれども、これから頑張っていくにはやはり交流人口、人を呼び込むことが大事ではないかということをおもうところでございます。

それから最後に、助成、人材活用戦略という、この3つの戦略が上げられております。この中の戦略にもあるように、やはり町単独でももちろん頑張ることも必要でありますし、交流ということをお考えたときには広域化での取り組み、特に観光なんかは垂井町単独の観光資源だけではなくて、この西濃圏域全体での観光というものを取り上げる中で、多くの人にこの地域を訪れてもらい、そして認識をしてもらう、情報発信をする。そして、垂井に住んでみようか、1回行ってみようか、そういうリピーターをつくっていく、そのことがやはり将来に向かっての力になっていくんだというふうに思っております。

人口減少対策、これは単に子育てだけではなくて、あらゆる面を捉えて総合的な対策が必要かというふうに思います。もちろん議員が今回提案されました企業の支援ということも大事な一つの戦略であります。これはもちろん重要な戦略でありますので、町といたしましても現在離山、それから今栗原のほうでも圃場整備が進められて、その中でもあるいはうまくできるんじゃないかなというようなことも思っておりますけれども、そういったことを積極的に捉えながら、多方面から垂井町の魅力を発信し、活力をさらに高めていきたいと、あらゆる政策をフルにうまく使っていきたいと考えておりますので、これからは御支援よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、マスタープランについてでありますけれども、議員おっしゃいましたように、これはあくまで4町の都市計画区域というものをつくってやっておるわけで、その中での話し合いもあるわけでありましてけれども、何としても今の国道から南、新幹線の間、栗原養老垂井線の間というのは、重要な地域という認識は持っております。ただ、今までの流れの中で地権者の方々の思い、あるいは出店者の思い、いろいろなものが交錯する中で何回も計画が頓挫してきた経緯がございます。これを一旦仕切り直すことも必要かというふうにも思っておりますけれども、

町がやはり地域としてどうしていくかということ、今までも産業集積地域という位置づけを国道周辺はしておりますけれども、やはり各エリアを広げる中で、垂井町の中心的な役割を担う大事な場所という思いを、これからしっかりと出していく必要があるというふうに思っております。そこら辺は、これから他の残りのまちにも向けて情報発信をしていかなければいけませんけれども、町としてまたしっかりと取り組んでいく必要があるという認識を持っておりますので、垂井町の活力の源をしっかりとつくっていききたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君）　しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時32分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（栗田利朗君）　再開いたします。

7番　吉野誠君。

〔7番　吉野誠君登壇〕

○7番（吉野　誠君）　子育て支援についてという題でやりたいと思います。

出生率は、皆さんがおっしゃるように日本の人口1.41%で、私としては、個人的には2人ほど生まれてもらいたいなと思っておりますが、垂井町におきましても、私としては1家族について4人目のお子さんが生まれた場合、生まれた月から垂井町として毎月1万円支援をしたらどうかと、そういうふうに考えておりますが、来年度からそういう制度を設ける意思はあるのかないのか、お聞きします。以上です。

○議長（栗田利朗君）　健康福祉課長　片岡兼男君。

〔健康福祉課長　片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君）　ただいまの吉野議員の、4人目以降のお子さんが生まれた場合に毎月1万円ずつ支払う制度を設けてはという質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員提案の、4人目以降のお子さんに毎月1万円ずつ支払う制度につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減に対する方策の一つの方法であると考えられます。

しかし、現在、子育て世帯に対しての経済的負担の軽減といたしまして、保育料では、同一世帯から2人以上の就学前の児童が保育園に入所する場合、2人目は基準額の半額とか、3人目以降は無料になる制度とか、また児童手当につきましては、3歳から小学校終了前までの3人目以降の児童は、月額5,000円を既に上乗せして支給される制度がそれぞれ展開されております。

そこで、垂井町の目指す安心して子供を産み育てられる町の実現に向けては、特定の個人の方に対する給付ではなく、保育サービスの充実とか、育児の両立とか、経済的負担の軽減など、施策相互の関連を十分考慮しつつ、総合的にさまざまな施策を展開することが効果的であると考えておりますので、議員提案の4人目以降のお子さんにさらに追加して支給する制度の創設

については、今のところ考えておりません。

なお、施策の展開につきましては、昨年度実施いたしました子ども・子育てに関するアンケート調査の結果に基づきまして、垂井町子ども・子育て会議の議論を踏まえ、垂井町の子ども・子育て支援事業計画を策定し、町全体でしっかりと子育て支援ができるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 議長の許可をいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

私は、垂井町の土地開発公社の活用と企業誘致というような形でお願いしたいと、このように思っております。

土地開発公社でございますが、この公社におきましては、昭和48年3月31日、岐阜県指令の地第1441号で認可がされており、この公社は垂井町土地開発公社定款により運用されていると、このように思っております。公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うということで、地域の秩序ある整備、また町民福祉の増進に寄与するということが目標となっております。

本議会の第1日で、報告第4号で、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出がありました。平成26年度の事業計画、予算及び資金計画、並びに平成25年度の事業報告及び決算報告等がありますが、町長になられて、私も余りこの公社を利用されたことはない、ここ数年にわたり何ひとつ事業等をなされておられません。この公社の今後のあり方についてどう考えておられるのか。また、理事長もこの4月にかわられたということで、この辺の話もお尋ねしていきたいと、このように思っております。

ちょうど今年は、先ほど来話もございましたように、離山の企業用地取得等の事業がスタートすると思っております。聞くところによると、この事業を県の土地開発公社を利用して進められようとしております。県に頼らず、町職員が汗をかいて、役場全体で、町全体でこのような大きな事業に取り組んでいただきたいと。職員に技術者もおりますし、地元との交渉等も今までも入っておられると思いますし、いろんな会合にも出ておられて、また地元の意思疎通も図っておられると思っております。

このような状況の中でありますので、ぜひとも私は町の公社の利用を図っていただきたいと思っておりますし、やはり金融業者におきましては、町内で6企業ございます。そのようなところで、安価な利息等の単価で金を借りればよいと思っておりますし、このような事業をぜひとも、先ほども申しましたが、町で推進していただきたいと思うものでございます。垂井町の企業の事業におきましては、このような事業については先進市町では多く行われておりますし、垂井町はおくれをとっていると、このようにも思っております。

さきに申しましたが、話から今までに、まだ造成計画等も何も立っていないと、このように

思っております。地元は一日も早く事業着手を望んでおられるわけでございます。いつ完成するのか、今後の工程等をお尋ねしておきます。

また、先日も話ございましたが、残土の経費に、億単位に販売価格が高くなることは明らかです。このような企業誘致の候補は垂井町だけではないと、このように思っております。

総理が三本の矢を放っておられるということでございますが、なかなか景気はよくなっておりません。優良企業は海外へ進出しておる中、もっとよい条件のところでも多くの箇所が塩漬けになっている現状を踏まえたとき、町長、花を持ってこれるような用地交渉、企業の推進を図っていただきたい。

昔から、よく損をしてでも得をとれと、このような話がございますが、町長も商売を昔はやってみえたわけでございますので、この辺のことはよく御存じだと、このように思っております。今こそこれらの事業について、ぜひとも前を向いてしっかりと取り組んでいただきたいと、このように思うわけでございます。町長並びに理事長のこれらについての取り組みについて、お尋ねをするものでございます。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問、垂井町土地開発公社の活用と企業誘致についての中で、公社の今後のあり方について、どう思うかという点に答弁をさせていただきます。

当公社の業務実績については、土地の取得、処分に限って申しますと、平成18年度を最後に19年度以降はなく、また26年度も予定をいたしておりません。

今後の当公社の事業展開については、町で土地を一気に取得することが困難な場合に公社で土地を取得し、できるだけ早期に町がこれを買戻すということになるかと存じます。ここ数年はそのような状況になかったということでございますが、土地取得の選択肢の一つとして、今後も必要な場合に活用してまいりたいと考えております。

こういった事業に関しましては、その発生の都度、理事会に諮りながら、この公社を機動的に動かしていくというような考え方で今後も取り組んでまいります。

なお、一部の自治体では、土地開発公社の経営状態の悪化により公社を廃止するところもございしますが、当公社は、長期未活用の保有地や借入金もなく経営状況は健全でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 丹羽議員の御質問の、垂井町土地開発公社の活用と企業誘致についての中で、なぜ事業主体として垂井町土地開発公社ではなく、岐阜県土地開発公社とするのかについて答弁をさせていただきます。

岐阜県土地開発公社は、今まで、県または県内市町との協定により、県内各地で多くの工業団地を造成しております。したがって、経験も豊かでノウハウの蓄積も豊富であることか

ら、計画、工事、分譲までの一連の流れが円滑に進めるものと期待できます。

しかし、たとえ事業主体が県土地開発公社になったとしても、今日まで垂井町が地権者の皆さんと情報共有を図りながら進めてきた経緯もございますし、例えば地域の調整など、垂井町が行ったほうが円滑に進むであろうと思われる案件に関しましては、垂井町職員が積極的に進んで前に立って進めていきたいと、このように考えております。

また、さまざまな面において、岐阜県土地開発公社と一緒に進めていく中で、先ほど申し上げましたが、岐阜県土地開発公社が持つ豊かな技術力と知識、これらを学ぶことができ、職員の資質の向上にもつながるといふふうに考えております。このように、岐阜県土地開発公社と本町で、お互いの長所を生かしながらより円滑に事業を進めようとするものでございます。

現在も県土地開発公社と連携を図りながら、平成29年度以降の分譲開始を目標に、土地利用計画など基本計画の策定について、お互いのノウハウを活用しながら進めているところでございます。

議員が御心配されております分譲価格につきましては、この工事を進めていく中で、造成工事に要する費用の一部を町が負担するなどして、分譲価格を安価なものにするというようなことも視野に入れながら、優良な企業が進出しやすいような計画をつくってまいりたいと考えております。

今後も、事業の進捗の段階ごとに、各議員ごとに御相談を申し上げながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。以上でございます。

○議長（栗田利朗君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 丹羽議員の御質問の中で、土地開発公社の今後のあり方について、私、この4月から副町長という立場から土地開発公社の理事長を仰せつかっておるわけですが、今回は理事長という立場ではなくて副町長という立場、町側の立場で御答弁させていただきます。

丹羽議員も御存じのように、この土地開発公社につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして設置をされておまして、行政が土地を購入するに当たりまして、その先行取得をしていくという観点から、行政手法の一つでございます。

現在、垂井町は、今後、幼保一元化、あるいは庁舎問題等々を踏まえまして、たくさんの懸案事項がある中で、土地を購入していかなければならない懸案事項も多々ございます。そういった案件に対しても、用地を先行取得という事業におきまして、この土地開発公社を機動的に活用していく必要があると考えております。そういった観点から、いろいろこの土地開発公社の廃止につきましては他市町村の事例、あるいは町内からも意見があるわけですが、現在のところ、そういった観点から廃止をする考えはございませんので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

○11番（丹羽豊次君） 再質問をさせていただきます。

この開発公社、全体的に、先ほど課長から申されたように、県へ全部委託して進めるということですが、やはり町においても技術的にノウハウはあると思う。あのような事業なら、泥を取って整地をして、あと擁壁、排水事業が中心になってくると思う。あと、県道とか河川の協議等々はつきまとうわけですが、私はやはりそれだけのノウハウを持った町の職員がおると思うの、技術屋が。町長、どうですか、その辺。わざわざ県へ頼んで、県はそういう事業をやっておるからいいと言われるんですが、このくらいの事業は町でやってもらいたいと思うの。

それと、課長が、一部造成で費用がかかるから町が費用を持ってということですが、やはりこれは税金ですので、投入については十分協議していただきたいと。きょう初めてここで課長からそんなような答弁をいただいたんですが、今後について、十分その辺を検討していただきたいと。以上です。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 丹羽議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

県の開発公社を使うか、自前の開発公社でいくかということですが、基本的に町の今までの開発公社の動きとしまして、事業をやってきたのは余り経験がないというふうに思っております。どちらかというとも用地の取得を主に行ってきた部分があって、それについても、先ほど申しましたように現在塩漬け地となっておるような不良物件というものではなくて、しっかり適正に運営されてきた経緯があるかというふうに思います。

今回、離山の事業につきましては、これくらいの事業というふうにおっしゃいましたけれども、町にとりましてはまさに将来をかけた大きな事業であるという認識を持っております。これにおきまして、やはり専門的な知識、ノウハウ、技能といったものを全て結集していく必要がある中で、町の今の担当課においても、ほかの事案も抱える中でこれに専心するというのはやはり非常に難しい部分もございます。そういった中で、トータルでこの事業をよりよく進めていくにはどうしたらいいかという判断のもとで、県の土地開発公社を利用しながらこの事業を進めていきたいという結論に達したところでございます。

当然に、今、担当課が申しましたように、全て県の開発公社にお任せするというわけではなくて、担当課は担当課として、地域の職員として、地域とうまく連携をとりながらこの事業を進めていく、そのことに汗をかく、このことに異存があるわけではございません。そういった部分をしっかり踏まえながら、この事業を進めていきたいというふうに思います。

また、先ほど議員の質問の中に、企業誘致の事業については他市町よりおくれしておるという

御発言がございましたけれども、議員の言っておられるのは、恐らく東海環状東回りの部分のことかなあというふうに思います。確かに東海環状東回り、造成地がたくさんできまして、抜けることによって上がスピードアップしました。ただ、西回りと東回りが根本的に違うのは、道路が通っておる状況が山地といいますか、高地の部分と、西回りはほとんどが農地でございます。この農地の企業地化といいますか、開発については、現在、垂井町もそうでありましたけれども、面積によっては国の東海農政局と協議でありますとか、非常にハードルが高くなっております。垂井町に限らず、ほかの市町においても、この沿線で新たに企業誘致の土地を起こそうとするところは大変苦勞しておるのが実情でございます。

そういった中で、垂井町はこの離山を、残土を少しでも排出するのを抑えながら、企業にいい土地を安く提供していきたいという事業を今進めておるところでございます。これに鋭意取り組んでまいります。その手法につきまして、少しでも効率的に進められる状況という形で現在の手法を選んでおるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

○1番（江上聖司君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

美濃国府跡整備計画についてお尋ねをいたします。

平成18年1月26日に、府中地内、御旅神社付近が国史跡に指定されました。平成19年6月7日には、垂井町が史跡美濃国府跡の管理団体に指定され、平成22年には委員会を立ち上げ、調査、保存についてさまざまな検討がなされてきました。垂井町第5次総合計画の中にも垂井町の将来の都市構想が示されており、美濃国府跡が所在する府中地区は、住宅地ゾーンとして位置づけられております。このことからわかるように、まさに住宅地とともに史跡は存在するのであります。

史跡の保存管理、また整備計画は、美濃国府跡という貴重な文化財を適切に保存、管理、また整備をし、後世に伝えていくためには、有識者だけではなく、地域をよく知る地元の意見を取り入れるべきであります。

地元住民の意見を取り入れるために、丁寧な説明と意見を酌み取るシステムが必要であります。パブリックコメントの実施も一つの方法であります。策定委員の中に地元住民を入れるべきではないか。また、垂井町都市計画マスタープランには、都市づくりの理念とともに、公園緑地の項目では、美濃国府跡を初めとする歴史資源の周辺における歴史公園など、特色のある公園づくりを進めるとしてあります。

史跡の保存整備と特色のある公園づくりが進めば、観光資源としての大きな可能性が開けます。史跡の観光を目的で訪れる人もいれば、学習を目的とする方もあります。そして、そこに住む人々の生活も大切であります。それぞれの動線を加味し、よりよい計画を策定する必要があります。

そこで、2点質問をいたします。

第1点目、この整備計画に当たって、地元住民の協力が不可欠であります。今後どのように計画を説明していくのか。

そして第2点目は、美濃国府跡整備計画に当たり、地元の意見をきちんと取り入れてほしいとの訴えがあります。これに当たり、府中地区史跡の住民を委員として参加してもらいたいのではないか。または、地元住民の人々が意見を言える場所をつくり、理解を深めてもらうために委員会に分科会を設け、そこに参加してもらってはどうか、この2点を私の一般質問といたします。

○議長（栗田利朗君） 教育次長 中島健司君。

〔教育次長兼生涯学習課長 中島健司君登壇〕

○教育次長兼生涯学習課長（中島健司君） 江上議員の、府中地区美濃国府跡整備計画についてにお答えをさせていただきます。

美濃国府跡は、今から1,300年前につくられた古代美濃国の政治、経済、文化の中心である国府の遺跡であり、美濃国の統治を行った施設で、古代美濃国の歴史を知る上で重要な価値があるものとされています。また、この地域を中心に、国分寺、国分尼寺、防衛施設としての関所などが発見されており、全国的にも他に見られない重要な場所とされています。

美濃国府跡については、垂井町府中に所在すると推定されてきましたが、平成13年より13次にわたる発掘調査で政庁を含む中心施設が明らかとなり、平成18年1月26日に国の史跡となりました。この貴重な文化財を将来にわたって守り、次世代へと確実に継承していくため、平成22年から昨年度にかけて、専門家や有識者、並びに府中地区連合自治会長さんに参画をいただいて、史跡美濃国府跡保存管理計画を策定したところでございます。この計画は、史跡を適切に保管し後世に引き継ぐこと、また史跡の整備活用を推進し、地域に対する誇りや愛着の醸成、地域活性化に寄与することを目的としたものでございます。

議員御質問の1点目の、今後策定される基本計画についてどのように説明をしていくかにつきましては、今までにも出前講座などを活用いただき、美濃国府跡の保存管理計画や史跡の内容について説明をさせていただいてきたところでございますが、本年度は地元住民の方々や関係団体の代表の方によるワークショップを開催し、今後策定をする基本構想作成に向け、住民の方の多くの御意見を取り入れる機会をつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の府中地区史跡の住民に委員として参加してもらいたいのではないかにつきましても、今後整備に向けて、仮称ではございますが、美濃国府跡史跡整備委員会の立ち上げを行い、美濃国府跡整備基本構想の策定を行っていきたいと考えております。

美濃国府跡史跡整備委員会の設置に当たりましては、土地の利用や観光事業、地域活動とも密接に関係することから、大学教授などの専門家のほかに地域をよく知る住民の方、府中地区史跡に関する住民の方、府中地区の活動団体の代表から委員として参画をお願いし、史跡美濃国府跡を多くの方々に活用していただける施設となるよう計画を進めていきたいと考えており

ますので、どうぞよろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

○8番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告にあります第5次総合計画まちづくりの柱、2. 教育・生涯学習・文化、5. 産業・交流、6. 都市基盤に基づき、一般質問を始めたいと存じます。

まずは1点目の、国道21号線周辺の開発行為についてお尋ねをしてみたいと存じます。なお、先ほど同僚議員と重なる点、お尋ねがあるかと思いますが、そのあたりはお許しいただきたいと存じます。

最近になりまして、我が町垂井町の国道21号線周辺の景観が飲食チェーン店の出店等でさまざま変わりをし始めてきております。中でも御存じのように、垂井町文化会館南地域周辺での大型な開発行為は町民皆さんの関心が大変高いところであります。

そこで、我が町からまちづくりの基本として都市計画マスタープラン、先ほども御答弁の中にありましたが、お示しをいただいていることから、数点お尋ねをしてみたいと存じます。

マスタープランの中には、駅周辺を都市機能集積ゾーンと位置づけ、また緑豊かな地域を森林ゾーンとされているなどゾーン化が示されております。先ほどの開発が進んでいる地域は産業集積ゾーンとあって、大型商業施設が我が垂井町へと聞き及んでおります。

これらを踏まえて、今後どのような計画が具体的に計画されているのか。また、その対象地域における垂井町としての開発計画はどのようなものをお考えであるかをお尋ねいたしまして、またこうした行為がある一方で、我が垂井町としても、あわせて何かしらの動きを示していくことはあるのか、お尋ねをいたします。

また、心配されることは、こうした大型の開発に伴い環境や地元地域に与える影響等、さまざま配慮していかなければならないことがあると考えますが、それについてはどのようなのか、お尋ねをいたします。

続いて2点目として、スポーツ施設の整備についてに移りたいと思います。

以前からも繰り返し公共施設の整備に関してはピックアップしてきたところでありますが、今年度は御要望のお声が大変多かったと聞き及んでおりますグラウンドゴルフ場の整備を、相川河川敷整備をしていく中で考えていかれる方向と、そのように聞き及んでおります。また、24年度に開催されたぎふ清流国体によりまして、軟式野球を誘致し、整備が進んだスポーツ施設は一部見受けられますが、近年の傾向を見ていると、競技スペースの整備はもちろんのこと、スポーツは観戦スペースも取り込んでいかなければならないというのが明らかになってまいりました。

選手、観客が一体となってその感動を味わう、我が町の施設にはそれに十分な用意があるとは言えない状況であり、特に屋内スポーツ、いわゆる体育館についての耐震化を含め、近年の

傾向に合うような施設への対応にはおくれが見られると改めて御指摘申し上げます。これらの指摘は5次総の中でも問題視されております。

あわせて、各種スポーツに使用する器具の老朽化も懸念され、利用される町民さんに大変御不便をおかけしておるところでもあります。そこで、スポーツに親しむ未来ある子供たちへ、そしてどの世代も生涯現役、健康で暮らしていただくための生涯スポーツへの支援、安心・安全等々、それらをトータルで考えると、スポーツの町宣言を堂々と叫ぶ町にふさわしい施設への投資が必要と考えられ、そうした老朽化や現代の傾向に合ったスポーツ施設の導入はかねてから指摘が繰り返されてきたところではありますが、スポーツ施設における安心・安全の御提供についてのお考えと今後の計画をお尋ねいたします。

3つ目、有害鳥獣対策についてをとり上げてまいりたいと思います。

有害鳥獣による被害は、我が垂井町のみならず、今や全国的な課題となっております。ここ数年、町の予算にも計上されておりますように、国等の補助を受けながら柵を張りめぐらすなど、さまざまな対策をとってきた成果か、南部方面の鹿については減少してきたと聞き及んでおります。しかしながら、先日、北部方面の現状を見てまいりましたが、猿による農作物等への被害はひどい状況であり、その対策は十分とは言えないところであります。

こうした状況は既に担当課も把握をされており、ある程度の対応をされていると認識しておりますが、そうした被害が続く地域への今後の対策について、お考えをお尋ねさせていただきたいと存じます。

○議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長（澤島精次君） 木村議員の御質問の1点目、国道21号線周辺の開発行為について答弁させていただきます。

まず、大型商業施設の計画については、先日6日の新聞に大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会の御案内というチラシが入ったところであり、今月13日に説明会が開催予定となっております。

この商業施設の事業内容といたしましては、食品、日用雑貨、衣類、医薬品等が予定されており、12月22日を開店予定日といたしております。総店舗面積はおよそ8,000平米となっております。

次に、この対象地域における町の開発計画の考えについてですが、垂井町都市計画マスタープランにもありますとおり、国道21号周辺は産業集積ゾーンと位置づけ、特に21号沿道部分については、都市型住宅や商業業務施設など、高度な土地利用が集積する複合商業業務地区の形勢を図ってまいりたいと考えております。また、こういった開発に伴い、周辺の状況、地域要望などを把握しながら道路整備などの必要性を検討し、事業者と協議を行ってまいります。

環境や地元地域に与える影響等については、先ほど藤墳議員への答弁でも申しましたが、商業施設のオープン後の交通状況を注視しながら、引き続き事業者、地権者を交えて周辺の道路

整備を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 木村議員の御質問のうち、1つ目の国道21号線周辺の開発行為について、3つ目の有害鳥獣対策について答弁をさせていただきます。

まず1つ目の、国道21号線周辺開発行為についての中、環境や地元地域に与える影響についてどのようなお考えかというところでございますが、この計画につきましては、去る4月21日に愛知県津島市に本社がある事業主のほうから、岐阜県に対して大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗新設の届け出がなされているところでございます。

現在、岐阜県においては、これらの届出書について公告・縦覧中ではありますが、周辺環境の保持に関し、意見を有するものは8月末までに意見書を提出できることとなっております。また、本町に対しても、同じく岐阜県から8月30日を締め切りとして意見照会が来ております。

町としましては、今後、周辺的生活環境の保持や、あるいは地域経済、地域社会の健全な発展及び住民生活の利便性の向上など、さまざまな項目について配慮しながら意見を取りまとめ、県へ提出する予定となっております。

続きまして、3つ目の有害鳥獣対策について答弁をさせていただきます。

本町では、以前より有害鳥獣捕獲隊と連携して、箱わな、くくりわなを使用し、有害鳥獣の捕獲に当たってきました。しかし、近年、鹿、イノシシによる被害の急増に伴い被害地が拡大して、全ての地域での対応が困難となってきたのが実情でございます。したがって、平成24年2月には、各地区の農地・水保全管理支払交付金活動組織の代表者らを会員とした垂井町有害鳥獣被害対策協議会を設立し、その話し合いの中で、侵入防止柵の設置や里山整備による緩衝帯の設置を進めているところでございます。

議員の御質問の中にもございましたとおり、平成24年度に栗原・宮代地区において侵入防止柵を設置した結果、これらの本町南部における鹿、イノシシによる農業被害は減少したと地元のほうから聞いております。また、平成25年度には、岩手・府中地区において侵入防止柵を設置し、本年度、平成26年度は平尾地区での設置を予定しております。北部においてもその効果を期待しているところでございます。

さて、猿による被害でございますが、昨年度までははぐれ猿と思われる個体による被害報告を数件受けている程度でございましたが、本年4月より、岩手・府中の山沿いにおいて20から30、あるいは40といったような猿の群れがいるという報告が入るようになりました。その都度、爆竹での追い払いをしているところでございますが、我々が現地に出向いたときにはもう既に猿はいないというようなことで、この対応に大変苦慮しているところでございます。

このようなことから、ことし5月に、さきに申し上げました垂井町有害鳥獣被害対策協議会を開催し、各地区での被害状況を確認した上で、岐阜県農林事務所担当者から岐阜県としての猿への対応方法を聞いたところでございます。それによりますと、捕獲は非常に困難で、まず

猿が来たら直ちに追い払えというのが原則なようです。これを地道に続けることが最も効果的という話を伺いました。

これを踏まえ、先ほどの協議会のメンバーである各地区の代表者の方に、素早い対応が可能となるよう数人による班を組織していただくというようなお願いもしながら進めていくという運びで現在いるところでございます。なお、これに必要となる資材につきましては、当町のほうで負担して地域に配付したいと、このように考えております。

以上、有害鳥獣対策についての答弁と、国道21号線周辺の開発行為についての答弁とさせていただきます。よろしく御理解をお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 教育次長 中島健司君。

〔教育次長兼生涯学習課長 中島健司君登壇〕

○教育次長兼生涯学習課長（中島健司君） 木村議員の2点目の質問、スポーツ施設の整備についてにお答えをさせていただきます。

教育委員会では、垂井町教育ビジョンの中で、年齢や性別に関係なく、いつでもどこでも誰もがスポーツに親しみ、健康で潤いのある生活を送るために、地域と連携しながら生涯スポーツの振興に取り組むこととしております。身近な施設で気軽にスポーツを楽しみ、健康であり続けたいと望む気持ちは、町民の方多くが抱いていると考えています。

町内のスポーツ施設としては、朝倉運動公園、南体育館、北部グラウンドや学校施設を利用して対応している学校体育施設等がありますが、みずから進んで継続的にスポーツを楽しむためにも、施設の整備・充実や既存施設の利活用が重要であると考えております。

朝倉運動公園は、気軽に利用できるスポーツレクリエーション活動の拠点として昭和49年から整備され、町民体育館については昭和54年に開館し、35年にわたり多くの皆様に利用され、親しまれてきているところでございます。

議員御質問のスポーツ施設における安全・安心につきましては、職員により日常的に目視点検並びに定期点検を行い、努めているところでございます。また、町民体育館では、これまで体育センター入り口のスロープの設置、床フローリング、天井ボード、ステージ周辺の壁の張りかえ整備や放送設備の更新等、一部改修を実施してきたところでございます。

今後の課題といたしましては、議員御指摘のとおり、観覧席の設置、フロアの全面改修、電気設備の改修等が課題としてありますが、町民体育館は昭和54年に建設された施設であり、耐震診断において基準以下とされ、耐震補強工事及び大規模改修事業として考えていかなければならないと思っておるところでございます。よって、町全体として検討していく中で、耐用年数や優先度等を考慮して実施していくこととなると考えております。

今後も、安心・安全に利用できる施設となるよう努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

○8番（木村千秋君） 御答弁のほう、ありがとうございます。

再質問を数点にわたりさせていただきたいと思います。

ちょっと順番が前後しますけれども、まず有害鳥獣対策に関して、御答弁にもありましたけれども、対策協議会等々で対応をしていくと、またいろいろとやっていくと。御提言をそれに対してさせていただくとするならば、さらなる対策の抜本的対策ということ、やはり広域連携といったこととか、あと全国事例なんかも、どうした対策をとっていらっしゃるのかなというのを、先ほど課長さんの御答弁にあったように、対策協議会等々でまたお話し合いをいただいて、より効果のある対策を垂井町として逆に全国に発信できるような対策をとっていかれるのがいいのかなあと思ったりしますが、それについてまたお答えをさせていただきたいと思いません。

あと、ちょっと順番がまた逆になりますけど、スポーツ施設、中島課長さんの御答弁ありがとうございます。

今、御答弁にもありましたように、いつでもどこでも誰もがというような本当にありがたい御答弁でありましたし、いわゆるちょこちょこ整備はやっていただいております、対応はしてきておるよというようなお答えはありましたけれども、やはり御答弁にありましたように、基準以下、耐震等々には安全なものであるとは言えないよというようなことで、大規模改修の考えも持っておられるというような形でありましたけれども、そういったのを期待しながら、やはりこのスポーツ施設は、基本は減免等とありますけれども、基本は有料の施設でありますし、ちょっと町長さんにお答えをお願いしたいんですけれども、やはり先ほど御答弁にもありましたように、町民さん誰もが親しんでいただく施設ということがありますし、お答えにもありましたように、先ほど供用開始から49年、私の生まれた年でもありまして、やがて40周年、私も8月に40周年、自分自身の誕生日を迎えて40歳になるわけですけれども、ことし、垂井町60周年という形のいろんな記念イベントで節目節目を大きく捉えていただいて、いろいろ考えておるよというような発信をされておったかと思っておりますけれども、こうしたスポーツ施設、スポーツ宣言をしておる町でありますので、そうした節目を生かしながらこうした体育施設、スポーツ施設におきましても整備をしていかれるのはどうかなあ、こういったこともちょっとあわせてお聞きをしていきたいなあと思っております。

やはり各スポーツ団体におきましては、垂井町も60周年ということもありますし、朝倉も40年ということがあって、いろんなスポーツ団体も創設が40周年を迎えられて、大変おめでたい話題のあるスポーツ団体もあるように聞いております。そうしたことにあわせながら、何か垂井町としても取り組んでいかれるおつもりはないのかどうかということ、確認の意味でさせていただきます。

あと、大きく開発の関係ですね、先ほどの御答弁の中にもいろいろと鋭意、国道4車線化も含めながら考えていきたいよと、要望も先般させていただいた経過も、国道交通事務所のほう

に足を運ばせていただいた経過もあったんですけれども、これは町長さんにもお聞きしたいんですけれども、これとあわせ持って、地域の発展とは何かということを考えさせられる課題であるんじゃないかなあということをおもっております。

こうした大手が進出してくる一方で、じゃあ地元地域はどうなのか、そうした心配も懸念されるわけでありまして、この大手が進出される一方で、固有名詞、進出される場所のお名前が上がりましてけれども、今既存の施設があるわけで、その既存の施設はどうなっていくのかなあ。それは垂井町にずうっと残っていくわけで、それを垂井町して何かしらのお考え、その企業さんからそうした部分のお示しはあったのかどうか。こうしたところもちょっとあわせて、町民さんの大変関心の高いところでもありますし、町も全く考えを持っていないわけではないであろうと、そうした部分もちょっとお尋ねをしていきたいなあと思っておりますので、このあたりは町長さんにお答えをいただきたいなあ。

そして御答弁の中に、意見を出していく機会はあるよというお答えを課長さんから頂戴いたしました。相当に垂井町がさま変わりいたします。そうした部分で、町民皆さん、特に地元住民の皆さん、あと商業者の皆さんですとか、そういった部分のお声を十分にお酌み取りいただいて、寄り添っていただいて、御意見を取りまとめていただいてという経過を丁寧にたどっていただけたらなあと思っておりますし、その意見の取りまとめた御公表の時期、そうしたものはあるのかどうかということも再質問の中でお聞きしながら、私の再質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（栗田利朗君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 木村議員の再質問中で、猿の被害の関係でございまして、さらなる抜本的な対応をしてはどうかというようなお話がございました。

実は、先ほども申し上げましたとおり、県の職員からいろいろ方策を聞いている中で、まず見たら追い払えというのが一番有効な方法だという話でございますけれども、その話の中で出たのは、小規模な範囲に限ってモデル地区として、費用はかかりますけれども、特殊な柵ですね、岐阜県のほうにございます岐阜県型総合鳥獣害防止柵というのがありまして、イノシシ、鹿の柵にさらに猿が登りにくいような、いわゆるこういう柵ですね、登ったらまた戻ってしまうというような、猪鹿無猿柵という柵がありますので、そのようなモデル地区をどこかに設けるといようなことも今後前向きに考えていきたいというふうに思います。

それともう1つ、国道21号線の開発行為に関して、意見を公表できるのかどうかというようなところでございます。この意見を受け付けするのはあくまでも岐阜県でございます。岐阜県が、事業主に対して、このような地域からの意見がありましたから御配慮くださいというような内容となっております。その意見の中には、法律の中で必ずしも守らなければならないという内容のものもありませんし、事業者の判断でこれは守るといようなものもあると思っておりますが、その辺については、意見の一つ一つの内容によって異なってくると思っております。公表に関

しては、県のほうになりますので、私のほうでは今はっきりしたことは申し上げられませんので、よろしく御理解をお願いします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私のほうから、スポーツ施設と商業施設に対すること、2点ですが、その前に今の有害鳥獣に関して、南部ではその柵により減ったという認識ですが、被害が減っただけであって、恐らく個体数が減っているとは考えられないというふうに思います。ですから、猿についてもそうありますけれども、抜本的にはやはり個体調整といいますか、数をしっかりと調整していく対策も今後は必要になってくるのではないかなあと。これは、特に当町に限らず、日本全国での問題であるという認識をしておりますので、今後、国・県等にも働きかけをしていきたいというふうに思っております。

なお、町が全国発信ということでございますが、やはり猿に関して言いますと、うちよりもっとひどい状況のところはたくさんあるわけで、そこら辺の対応というのも、逆に垂井町が参考にしながら取り組んでいくというような状況になるのではないかなというふうに思っております。

さて、スポーツ施設について、特に朝倉運動公園の改修、60周年を節目としてやれないかということでございますが、今までもお示ししております施設等のトータルでの対応という中に当然この朝倉運動公園も入っておるわけで、耐震等もとっておるというような中で、計画をつけてやっていくというような状況の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。例えば60周年だからこれを先にやるという形になりますと、トータルでの全体の整備計画にまた支障が出てくるというような状況の中で、この辺はやはり慎重に考えるべきではないかなあとということを思っております。

今回、合併60周年でさまざまな事業を展開しておりますが、建物等について手を加えるというようなことについて特に行っているところではございませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

節目という形でいえば、2年前のぎふ清流国体において、軟式野球場に大きく改築できたというのが一つの効果であったというふうに思います。ここら辺は国、それから県、県においては、公園の整備計画の遅延をかける中で、補助金をうまく使うというような形でやれたわけありますけれども、今後、やはりそういった財源をどう確保しながらやっていくかということも重要な要素でありますので、そこら辺を見ながら、先ほど担当課から申しましたように、全体の整備計画の中で対応していくことがまず必要になってくるのかなと。その間における安全・安心というものは、細心の注意を払いながら対応していくという形で取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをします。

それから商業施設について、地域の発展とは何なんだろうかということで、一方で大型商業施設が出てくる反面、地域、今までの既存の企業に対する脅威ということは、これはかつて新幹線沿いに大きな施設が出てくるときに、地元の業者が反対をして計画が頓挫したと。地権者との問題もあったわけでありましてけれども、そういった経緯もあるわけですが、今回は既存の出ている施設が場所を変えて出ていくということの中で、そこら辺は、要するに同じ施設の中の業者がどういうふうこれから対応していくかということが問われるというふうになると思います。

全体としてどう輝きというか、発展を求めていくかという部分と、個々の業者がどう生き残っていくか、頑張っていくかということを考えていくわけですが、個を重視すれば大きい部分での損失が出てくるし、大きいところを見れば個が影響を受けると。そこら辺の取りまとめというのは、やはりある部分企業努力ということも必要になってくると思いますし、全体の計画、ここでなくてもほかのところで頑張っていける対応をつくっていくというようなことにもつながっていける対応といいますか、応援ということも必要になってくるのではないかなということはあるところだと思います。

それから既存施設の今後についてということで、何か働きかけがあるのかということですが、現在のところ全くあるものではないと思います、何もありません。ただ、今後の施設の利用について、町を通して有効に使っていく一つの大きなきっかけといいますか、そういった考える場になる施設ではあるなあということは十分認識しておるところでございますので、今後の利用者との協議ということもしっかりとまた考えていかなければいけない状況になっているというふうに思っております。

○議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は1時といたします。

午前11時47分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

○4番（角田 寛君） ただいま議長の許可がございましたので、通告に従いましてごみの減量化、再資源化対策について質問させていただきます。

第5次総合計画におきまして、まちづくりの柱、4の地域環境の中で、ごみの細分化、分別を推進し、自然との共生と循環型社会の構築を目指すというふうに書いてございます。

ごみ処理問題は、どの自治体におきましても重要な課題の一つであります。本町におきましては、ごみの減量化や再資源化を推進する拠点といたしまして、一昨年12月にエコドームが完成し、その活用が大変期待されているところと思います。

また、平成25年4月より小型家電リサイクル法が施行され、小型家電のパソコン、携帯電話、

デジカメ、電子辞書、ゲーム機、電気かみそり、電源アダプターなどについて、鉄やアルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属が含まれていることから、貴重な資源として回収することが義務づけられました。

このため、本町におきましても、早速この3月からエコドームで回収が始まったと聞いております。エコドームでのごみの分別は、従来のプラスチック、紙類、布類、金属類、瓶類、有害物、その他と分けられ、さらに細かく34分類に分けられておりますが、新たな小型家電も含め多種類になってきております。ごみの減量化や再資源の推進拠点として、さらにその機能が高まってきているところであります。

そこで、まずお尋ねいたしますが、エコドームの供用開始に伴いまして1年半を経過しておりますけれども、その利用状況及び資源ごみの回収率は以前と比べてどの程度増加されたのか。また、小型家電は、一般に今まで不燃物として排出されていたかと思われそうですが、その回収が始まったばかりでございますが、現在どの程度資源ごみ回収として行われているのか。また、今後、増加についてどの程度見込まれているのか、お伺いいたします。

第5次総合計画の第6期実施計画によりますと、ごみのリサイクル率は23年度実績で18.3%、24年度で18.6%であり、目標としている25年度20%、26年度21.5%、27年度23%と記載されております。

平成24年度における県の一般廃棄物事業実態調査結果によりますと、ごみのリサイクル率の平均は、県平均で20.7%となっておりまして、本町では24年度18.6%とまだまだ低い現状にあります。今後さらにごみの減量化、再資源化に努めていくことが望まれるところであります。

従来から言われています可燃ごみ中の生ごみの削減が、可燃ごみの45%を占めると言われるほどに大変その削減が重要であります。特に、クリーンセンターの焼却炉の老朽化に伴う延命措置や燃料の高騰などを考えますと、ダンボールコンポスト講習会や生ごみ処理バケツ講習会など、進められている生ごみ処理の堆肥化を一層強めていくことが重要となってきたと思います。

そこで、現在こうした講習会をどの程度、どのような場所で開催しておられるのか。また、今年度の予定はどのようなのか。また、生ごみ処理機や処理容器に対して補助金が支払われておりますが、過去5年間の補助金の利用件数はどのように推移しているのか。今後、この生ごみの処理についてどのような方向性を持って進められるのか、伺います。

さらに、小型家電リサイクル法の施行により、早速その回収に当たられているわけですが、より一層ごみのリサイクル率を進めるには、この小型家電の収集・回収が非常に重要かと思えます。

本法律では、消費者の責務として分別して排出すること、また各市町村の責務として分別収集し、認定事業者を引き渡すこととなっております。また、小売業者の責務として、消費者の適正な排出を確保するために協力を求めています。したがって、町としても、町内の小型家電と小型家電小売業者と連携して小型家電の回収に努めていくことが重要でありますし、例え

ば、町内の家電小売業者を小型家電リサイクル認定店と認定するなど、制度の導入など新たな施策の取り組みも重要になってくるのではないかと考えられます。

また、小型家電の家庭からの排出は、一般に紙類などとは異なり排出頻度が少ないかと考えられます。現在、エコドームでの小型家電の回収が始まりましたが、町内南部でのエコドームへの利用度は少ないと聞いております。したがって、その回収率を高めるには、陶磁器類と同様に各地域で年数回行われている回収システムなどにのせて回収を高めることも重要かと考えられます。この点につきまして、あわせて御所見を伺いたいと思います。

以上、ごみの減量化及び再資源化についての質問を終わらせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 角田議員のごみの減量化、再資源化対策について、6点の御質問がございました。お答えをさせていただきます。

1点目の、エコドームの利用状況及び資源ごみ回収量の御質問でございます。

開所した平成24年12月から平成26年3月までの利用状況の実績は、稼働日数が108日、利用者数は延べ4万3,357人、1日当たりの利用者は平均106人、総回収量は約325トン、1日当たりの回収量は平均797キログラムとなっております。平成24年度の4カ月の実績が72トン、平成25年度の実績が253トンでございました。

次に、3点目の生ごみ講習会の開催予定の御質問でございます。

ごみの減量化につきましては、可燃ごみ、特に家庭から出るごみの減量が必要であり、その中で、生ごみを堆肥化する取り組みを広めていくことも重要であると認識をしております。

生ごみ講習会は、今年度、エコドームの学習室において生ごみ処理バケツ講習会を4回、ダンボールコンポスト講習会も4回実施していきます。また、4月には、廃棄物減量等推進委員の研修会を各10地区で実施しておりますが、その中でも生ごみの堆肥化に向けて、生ごみ処理機や処理容器に対する補助について周知をさせていただいたところでございます。今後、各地区でのごみ減量化への学習会を予定しております、その中でも触れていきたいと考えております。

次に、4点目の生ごみ処理機補助金利用件数の推移と、今後の生ごみ処理の方向性の御質問でございます。

生ごみ処理容器等設置事業は、平成16年度から電動式生ごみ処理機購入に係る補助として始まっております。これまでの実績は、電気式生ごみ処理機681件、生ごみ処理容器149件、ダンボールコンポスト等が50件、生ごみ処理資材が30件、補助金額の合計が2,068万2,300円となっております。この5年間の状況を見ますと、21年度の補助金利用件数は109件、180万2,300円、22年度が42件、50万5,500円、23年度が53件、61万9,700円、24年度が48件、50万2,700円、25年度が33件で69万7,400円を補助しております。

ここ数年は、当補助金の利用が低調であります。その要因は、扱いが面倒である、電気式は

高額であり、かつ電気代がかかるなどのほか、特に一般家庭におきましては、堆肥の使い道が少ない、こういったことから関心が低いと考えております。しかしながら、コンポストや生ごみ処理機等の普及は生ごみの減量化、さらには資源化に寄与するものでございます。今後とも利用拡大を図るために、より一層のPR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の小型家電の回収による資源ごみ回収量の今後、増加見込み、5点目の、小型家電リサイクル認定店制度の導入、6点目の、小型家電の回収するシステムの構築についての御質問でございます。

小型家電リサイクル法、正式名は、使用済み小型電子機器類等の再資源化の促進に関する法律、これが平成25年4月1日から施行されております。この制度の概要は、市町村等が回収した使用済み小型電子機器等について、国が認定した事業者が確実に適正なりサイクルを行うために、廃棄物処理法の特別措置を講ずる制度でございます。市町村の責務は、分別して収集し、認定業者へ引き渡すこととされております。また、回収方法については、市町村の特性に合わせて選択することができるとされております。

対象品目については、家庭で使用されている小型の電化製品等であり、このうち家電4品目や業務用の太陽光パネルや電球、蛍光管のような壊れやすいものなどは除かれております。また、回収品目については、96品目を示しておりますが、全ての品目には義務はなく、市町村が判断をするとされております。

この法律は、使用者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携し、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっております。

岐阜県内の自治体における使用済み小型家電リサイクルの実施状況でございますが、平成26年2月の岐阜県調査から、実施中、もしくは実施実験中、または施行中とした市町村は、岐阜市、高山市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、可児市、飛騨市、下呂市、垂井町と白川村の11市町村でございます。また、岐阜市においては携帯電話のみで、携帯電話以外は平成26年度に実施を予定しております。

町では、平成26年3月からエコドームでの拠点回収を実施しております。回収品目をわかりやすく29に分類をしております。また、平成26年2月26日に、認定業者と使用済み小型家電回収試行契約を締結しております。内容は、小型家電の再資源化を目的として試行を行うとしております。回収方法は、携帯電話、パソコン、高品位家電、低品位家電の4種類に分けて回収をしております。保管方法は、高品位家電についてはストックスペースで、低品位家電についてはコンテナにて保管をしております。コンテナに8割程度回収できたら引き渡しをしております。売却単価につきましては、高品位は1キログラム当たり10円、低品位は1キログラム当たり1円としております。まだ対応できる認定業者は限られておりますが、回収品目、回収方法等も含めて、今後よりよいシステムを構築していくものでございます。

御質問の、使用済み小型家電回収による資源ごみ回収量の今後でございますが、始まったば

かりの事業で、平成26年3月から5月までの3カ月の回収実績が約7.7トンでございました。今まで不燃ごみとして出されていた不燃物は、25年度実績で町が収集した粗大ごみ及び不燃物が509.7トン、住民の方が直接西南濃粗大廃棄物処理センターへ排出した不燃物が133トンでございました。これらを減量し、小型家電製品に含まれるレアメタル等の資源を有効利用するためにも、一層の回収に努め、リサイクルを推進してまいりたいと考えております。

次に、小型家電リサイクル認定店制度の導入、小型家電の回収するシステムの構築についてでございます。

法律では、市町村と同様に小型家電の回収に協力する者として家電小売業者が想定されており、消費者による使用済み小型家電の適切な排出を確保するために、協力するように努めなければならないとしております。当然に、必要に応じて家電小売業者との適切な連携、協力体制を構築し、回収率やコスト面での最適となるような仕組みをつくることなど、町が取り組みやすい環境をつくる必要があると認識しております。

しかしながら、店頭で回収ボックスを設置する方法、また店頭において対面で受け取る方法等が想定されますが、消費者にとって利便性のメリットがある反面、使用済み小型家電以外の廃棄物の引き取りを求められるといった可能性があること。また、ボックス回収では、盗難等による個人情報の漏えい防止対策のほか、ごみの混入やたばこ等の混入による火災等の対策も必要となります。これは、陶磁器類と同様に各地区で回収する場合も対策が必要でございます。これらのことを踏まえて、今後、安全性が確保できる回収方法、また連携について検討していきたいと考えております。

ごみの減量化につきましては、ごみの分別、資源ごみの回収の意義等、住民の意識の高揚を図り、議員御指摘のシステムなどについても検討を重ねていき、さらによりよい方法を探っていく必要があると思っております。しかし、品質の確保の問題、収集運搬、回収方法等々課題も多々あり、慎重に協議や検討をしていくものでございます。

以上、私からの回答とさせていただきます。御理解賜りますようによろしく願いをいたします。

○議長（栗田利朗君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

○4番（角田 寛君） ただいま住民課長のほうから詳細に御説明をいただきまして、まずもってありがとうございます。

ただ、今、私も気になって聞いておったのは、小型家電について、今、試行的に行われているということだと思っておりますが、今後の方向性ですね、どのように今後とも続けていかれるのかどうかということが1点目にお尋ねしたいと思います。

それからもう1点ですけれども、いわゆる小型家電について、エコドームを回収拠点として、ぜひ危険性・安全性ということで小型家電、それから個人情報等、特に今考えてみえるのが、多分携帯電話の関係だろうと思っておりますけれども、できるものから品目を定めて、各地域での回

収等の方策について模索していただければというふうに思っております。その点について、再度お尋ねをして再質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） 角田議員の再質問、小型家電リサイクルの今後の方向性、今後の進め方、それとエコドームを回収拠点にしてという御質問でございます。

この小型家電のリサイクルにつきましては、エコドームを回収拠点として試行的に今運用しておりますが、どうにか運用も、方向性も見えてきたといった実情でございます。

また、垂井町の場合は先駆けて実施をしております。今後、各自治体においても運用が始まると思います。これらとも検証しながら、よりよい方向、回収量の当然の増加も含めて、よりよい取り扱い等を進めていきたいと、検討していきたいというふうに思っております。

また、エコドームでの回収拠点として実施しておりますが、各地区での利便性、住民の利便性も当然必要なことと認識しております。これらも含めて回収方法等、先ほども答弁させていただきましたけれども、検討して、実施に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

○3番（安田 功君） 通告に基づいて、3点お尋ねいたします。

最初に、軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費の助成を行う制度についてお尋ねをいたします。

障がい者認定基準に達しない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費の助成を行う自治体が現在全国的に増加する情勢にあります。その目的については、例えば次のような説明がなされております。

長野県障がい者支援課においては、障害者自立支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語の発達支援、周囲とのコミュニケーション障がい及びそれに伴う情緒障がいの改善を図る。また、埼玉県障害者福祉推進課においては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語、コミュニケーション能力の習得及び学習機会の確保を図り、健全な発達を支援するなどです。

生まれつき、あるいは病気や事故などで音声聞き取りにくい障がいを持つ子供さんに対して支援し、早期に補聴器を装着し、学校で先生の話が聞きづらい、交通事故が心配だなど、生活や学習の上での障がいを減らして、心身の健全な発育を促進していこうという制度で、東海地方においても既に多くの自治体が制度を設けております。

岐阜県においても既に事業化され、助成もスタートしているようではありますが、市町村を通して助成される仕組みとなっているため、実際に給付を受けるためには、垂井町にも制度が設

けられている必要があります。

優しさと活力あるまちづくりを目指す垂井町において、特別支援教育が今後ますます推進され、障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育が進められるよう望まれますが、町内からも既に要望が寄せられているところでもありますので、ぜひ早期に対応されることが望まれます。今後の助成制度導入の見通しについて、健康福祉課長の答弁を求めます。

次に、町施設の駐車場改良についてお尋ねします。

住民から、タリイピアセンターの駐車場の区画が狭くてとめにくいと御指摘を頂戴したのではかってみると、2,300ミリメートルでした。文化会館は2,500ミリメートルありました。ちなみに、町内の某スーパーマーケットの駐車場は2,500ミリメートルでしたが、同じ幅でもダブルラインでその先端がアールつきになっていて、隣の自動車との距離が最低でも500ミリメートル確保されるようになっており、実質駐車スペースが2,000ミリメートルであるにもかかわらず、乗りおりや荷物の出し入れなど非常にスムーズに行えます。町有施設の駐車場においても、ラインを2本にすることで使い勝手が格段に向上すると思われれます。今後なるべく早い時期に順次改良して、お年寄りやお子様連れのお母さん、お父さんが安心して利用できるようなればよいと考えますが、いかがでしょうか。総務課長の答弁を求めます。

最後に、防災行政無線放送の効果的な運用についてお尋ねをします。

老朽化の著しい防災無線放送システムであります。従来より聞き取りにくさが問題とされてきました。特に屋内にいるときなどは、何か音は聞こえるが内容はさっぱりわからないことがあります。聞こえないのではなく、内容が理解できないのです。

そこで、便利なのが垂井町メールです。垂井町メールは、無線放送の内容を電子メールで配信してくれる便利なサービスで、メールアドレスを登録することで誰でも無料で利用できます。

先日、緊急地震速報の放送訓練の際には、テレビやラジオでも聞きなれた警告音が流れ、すぐに緊急地震速報であることが理解できました。しばらくして、その内容について垂井町メールでお知らせがあり、放送されたのが緊急地震速報であること、訓練放送であることが伝えられました。このように、まず警告音で非常時の緊急放送であることを知り、あわせて電子メールでその詳細が伝わればかなり有効です。

そこで御提案ですが、警告音を何種類か用意して、その違いで地震か、火災か、その他の災害か、通常放送なのかがすぐに理解できるようにできないでしょうか。それから、垂井町メールは放送と同じか、幾分早目に配信できないでしょうか。現在は、放送よりかなりおくれて配信されているようで、放送された時点ですぐに内容が把握されたほうがよいと思います。企画調整課長の答弁を求めます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの安田議員からの1点目の、軽度・中等度難聴児に対

して補聴器購入費の助成を行う制度を設けてはの質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員が申されるとおり、現在の補装具費の支給制度においては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児には補聴器の購入に補装具費の支給はされておられません。しかしながら、軽度・中等度の難聴児が成長の早い段階から補聴器を使用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力などを身につけて、将来円滑に日常生活を送ることができるよう支援することは大変重要なことであると考えます。

議員御指摘のとおり、岐阜県におきましては、身体障害者手帳の交付対象外の難聴児に対しまして、市町村が補聴器の購入等に要する経費を補助する場合に、当該市町村に対する難聴児補聴器購入助成事業の制度を平成25年度から始めたところでございます。

本町におきましても、軽度・中等度の難聴児に対する支援の必要性を十分に認識しておりますので、県の制度と十分調整の上、補聴器購入費に対する助成制度の導入を早期に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 安田議員の大きい質問の中の、町有施設の駐車場の改良について、その中の2点目でございますが、駐車場の区画ラインを改良して使いやすくしてはどうかといったお尋ねでございます。

各施設の駐車場に関しましては、それらの計画も含めまして、現在はそれぞれの施設を管理いたしております所管課が所掌しておりまして、総務課が統一的な基準を持って指示をしているものでないことをまず冒頭に御理解をいただきたいと思えます。

そこで、まず駐車スペースの基本的な考え方について少し触れさせていただきますが、実際の設計に当たりましては、社団法人日本道路協会が出しております駐車場設計・施工指針を参考に運用をいたしておりますので、それらも踏まえながら御回答を申し上げたいと思えます。

それによりますと、通常でございますが、自動車駐車場の駐車区画と車路、いわゆる駐車場に入る道路のことでございますが、それらを設計いたします車両に応じて無理のない駐車、あるいは発進が可能なよう、その寸法と配置を定めるものとされておるところでございます。

そしてまた、駐車区画は駐車と乗客の乗りおりのための場所でもございまして、最小単位としての駐車升、いわゆる大きさのことでございますが、それらから成り立つとされているところでございます。

議員御指摘のここで言うところの駐車升、つまり大きさでございますが、協会の指針では、車体とほかの車や、あるいは柵とのクリアランス、いわゆる空間のことでございますが、及び乗客の乗降のためのドアの開閉寸法を考慮しなければならないと。そしてまた、クリアランスとしては、運転技術のレベル、程度でございますね。それから車体の大きさによって必要な値

が異なってまいりますので、この指針の中でも、一般的には30センチを確保しておけばよいとされておるところでございます。

ドアの開閉寸法につきましては、同じく指針では50センチから80センチであるとされておられて、ドアを開いて、隣の車を傷つけることなく多少の荷物を持って出入りし得る幅といたしましては、約80センチを必要といたしますが、小型乗用車等の混雑している場合には、50センチ程度でも乗降が可能であり、有効に駐車スペースを生かすためには、多少小さいほうが好ましいとも指針では記述されておるところでもございます。

以上のことを勘案いたしまして、我が垂井町では、古くに計画したものは別といたしまして、一般に計画いたします際のサイズといたしましては、幅につきましては2.5メートル、長さ5メートルを基本に計画しておる現状でございます。

議員御指摘のとおり、最近の大型店舗やスーパーは、駐車がしやすいよう広目に計画をされている傾向でございます。駐車スペースに二重ラインが引かれている場合がそれでございます。デザイン的な要素もございますが、より駐車位置とドアの開閉位置を明確にいたしまして駐車できるよう誘導する意図もあると、あるコンサルタント業者も同様のことを申しておりました。

このように、最近では駐車しやすいよう幅にゆとりを持つ方向となっておりますが、いかんせん駐車台数の確保や土地等のスペースとの兼ね合いによりまして、その都度それらの寸法が前後いたしますのも事実としてございます。したがって、各施設の改修等を実施していく際には、安全性や利用のしやすさ等、そしてまた先ほど申し上げておりますことなど、総合的に考慮した上で検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 安田議員の御質問の3点目でございます。防災行政無線の放送の運行は、警告音とメール配信を組み合わせるといふ御質問についてお答えをさせていただきます。

垂井町では、運行中の防災行政無線につきまして、昭和47年に県下に先駆けまして、町全体として設置をいたしまして、昭和61年に全面改修を経て現在に至っております。

豪雨や台風、地震などの自然災害が発生した場合、避難勧告などを迅速かつ的確に伝達することは、住民の生命・財産を災害から守るためにも極めて重要であり、災害対策基本法で市町村長の責務とされております。また、国民保護の面においても、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律において、市町村長が国民保護に係る警報を受けた際には、防災行政無線等により速やかに伝達する責務を負っております。

現在、全国瞬時警報システム ― Jアラートといいますが ― を含む親局及び屋外拡声子局といえますけれども、76局で運営をしておられて、通常放送は担当者が声を吹き込み、

また緊急時における放送は、あらかじめ設定した合成音を流しております。また、緊急放送で使用する全国瞬時警報システム（J-アラート）では、震度5弱以上の地震、またゲリラ等による攻撃、また弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの大災害が発生、もしくは発生が予見される場合に、国の機関でございます消防庁、また気象庁などから防災行政無線を起動させ、わずか数秒で住民に伝えるものでございます。

このシステムは、災害の種類ごとに警告音を使い分けており、全国共通のものを使用しております。また、町が放送する火災発生時の消防団招集サイレンは、固定のパターンサイレンを利用しており、通常の放送と聞き分けることができます。

議員御提案の、緊急放送を流す際、警告音を何種類か用意して、その違いで災害の種類と通常放送が区別できるようにしてはどうかという御提案でございますが、警告音、あるいはサイレン音である程度災害の種類を聞き分けることは可能ではございますが、音声と組み合わせることでの的確な情報伝達ができると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、防災行政無線とメール配信のタイミングでございます。

防災行政無線は、災害発生時に住民の生命と財産を守るため、直接情報を伝えるため有効な手段であるにもかかわらず、近年の住宅の高気密化、また遮音性の高さなどから、聞こえない、言っている内容がわからないなどの難聴対策が課題となってきております。

そこで、昨年5月から屋外放送テレホンサービスを無料化し、3回線に増設するとともに、放送内容を希望される方にメール配信をするサービスを運用しております。現在は、537名の方が利用していただいております。

防災行政無線とメール配信システムは連動しておらず、屋外放送をかける際、職員が放送内容をメール入力して配信しているのが現状でございます。放送時間を調整し、メールを同時配信することが理想ではございますが、現在利用しているシステムでは、緊急時における放送及びメールの同時配信は困難であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（栗田利朗君） 3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

○3番（安田 功君） 軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の助成についてでありますけれども、垂井町においても実施されるんだというような御答弁であったかと思われまして。実現するということが非常に安心したわけでございますけれども、気になるのは、その時期についていつごろになるかということでございますけれども、もしわかれば最短でいつごろになるか、再度御答弁をお願いします。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの安田議員からの軽度・中等度難聴児に対する補聴器

購入費の助成の件での再質問について、お答えをさせていただきたいと思います。

助成制度につきましては、基本的にまず要綱が必要であるということで、要綱をまず作成しなくてはなりません。それともう1つは、金額によっては予算措置ということもございますので、すぐというわけにはいかないんですけれども、それともう1つ、県のほうの当然助成制度がございまして、それに乗っかるということもございまして、その調整後ということになりますので、これからいきますと県との調整がありますので、早くて夏過ぎ、秋という時期になるかと思います。それは早くてですので、タイミングが悪いともう少しずれ込むこともあるかと思います。ちょっと今の時点でいつというのはまだはっきり申し上げられないということで、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（栗田利朗君） 10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

○10番（広瀬文典君） 本日、最後の質問に立たせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして一般質問を行います。

幼保一元化事業の現状と今後の推進について、この1点についてお尋ねをいたします。

少子・高齢化が言われてきて久しく、我が国は今まさにその真ただ中でありまして。先ほど質問の中にも触れられましたけど、先般発表されました人口動態統計によりますと、今年の合計特殊出生率は1.43%であり、数値としては改善傾向ではありますが、絶対数において依然減少している状況であり、総人口の減少には歯どめはかかっていない状況であります。

さまざまな理由があり、また人口減少がもたらす弊害はもう皆さんがよく御存じのことです。ここでも申しませんが、いずれにしても、その状況に歯どめをかけるべく対策を国・地方が全力で取り組みをしていかなければならない状況であります。

このような中、垂井町でも総合計画に基づき、より一層の子育て支援の強化・充実を図るための一環として、幼保一元化等推進計画を策定してまいりました。

平成25年4月、地区の幼稚園と保育園を統廃合し、最初の東こども園が開園いたしました。また、他の地区でも幼稚園・保育園それぞれの施設において同様の運営体制がとられ、またそのために組織体制も大幅に見直しされたところであります。

この事業は、垂井町にとって初めての、また重要な取り組みでもあり、議会といたしましても、計画策定段階から鋭意慎重に審査してきた経緯があります。

さて、幼保一元化計画に基づく子ども園が開園して1年が経過いたしました。町としても施設整備を進めて、これから拡大展開しようとするこの重要な事業を、さまざまな観点から検証し、よりよいものに進化させねばならないと思います。1年が経過した段階で検証作業はされているのか、まずお伺いいたします。運営、施設面及び組織体制等について問題点や課題はなかったのか、お尋ねをいたします。現場で従事されている方々というのは大変御苦労があったことと思いますが、忌憚のない声を伺えればと思っております。

ここで、最初に開園いたしました東こども園について少しお伺いをいたします。

誰もが注目する中で開園したこの東こども園、秋の運動会、残念ながら自園、自分の園庭ではなく、遠く離れた東小学校のグラウンドまで行って実施されました。保護者の中には、不思議に思う声も聞かれたところでもあります。

この園は、全体スペースに限りがある中で既存施設を改修し、増設し、130人定員を250人規模に拡大することで、園庭については、施設整備計画の段階で議会としても指摘したところがありますが、問題ないとの返答でありましたが、今ではやっぱりという思いがしているところでもあります。

都市部の施設ならともかく、自然豊かな我が町においてどうしてこのようになったのか、理解に苦しむところでもあります。自分の園で行うのが、子供たちにとっても、また親にとっても当たり前のことと考えますが、いかがでしょうか。今後、園庭の拡張等も含め、どのように考えておられるのか、まずお尋ねをいたします。

次に、同じく東こども園ですけれども、緊急時における園児たちの避難対策についてお伺いをいたします。

瞬時にみずからの判断ができない、あるいは乏しい乳幼児を預かる施設として、安全面の対策は大変重要なことでもあります。限られた中で増築、大幅定員増、もちろん国の基準等は満たしておることと思いますが、建物の配置上、特に避難経路が複雑に思え、本当に園児全員が無事安全に避難できるか不安を持つ者の一人でもあります。

さまざまな災害が想定されますが、実際の避難訓練等ほどのように実施されているのか、お尋ねをいたします。また、消防署も加わった訓練等もされているのか。

さらに、この園だけに限ったことではありませんが、園長先生を初め園に従事されている保育士さんたちはほとんどが女性であります。万が一不審者が侵入した場合、かけがえのない園児たちの安全をどのように保たれるのか、果敢に対処できるのか、お尋ねをいたします。

さらに、この事業推進においては、イニシャルコスト、またランニングコストの合理化が図られるということが策定段階、計画段階から強調されていきました。この東こども園について前後を比較した場合、どのようであるかお示しをしていただきたいと思います。

次に、幼保一元化等推進事業の今後についてお伺いをいたします。

計画によると、東こども園に続き、垂井地区が28年度開設、さらに北と南については34年度を目標にしています。ここで、議会といたしましては、北と南については、地区、あるいは校区をまたいで統廃合しなければならないというリスクも含めて慎重に検討するよう意見もつけておりますけれども、そのような中で、まず垂井地区では地権者との協議が難航しており、取りつけ道路の計画も中断しているところまでは説明をいただきましたが、その後の進捗状況はどのようでございますか。膠着状態の見通しが立たない場合はどのように進むのか、代案を検討されるのか、また他の地区の計画を前倒しするのか、これらについてもお尋ねをいたします。

次に、重要なことですが、先般、国において、子ども・子育て関連法案の成立に基づきまして、子ども・子育て支援新制度がようやく固まり、平成27年度から実施すべく内閣から

発表があったと聞いております。

これは、これまでの幼稚園と保育園の垣根がなくなるようなことが特徴ではないかと思いますが、市町村が主体となり地域ニーズに基づき計画を策定、そして給付事業を実施するとしています。

そこでお伺いをいたします。

その概要と、我が町が現在進めている幼保一元化事業にかかわるところでの、どのような影響と申しますか、そういったものが生じるのか。また、どのように対応するのかをまずお尋ねします。制度面で再検討しなければならないところはあるのでしょうか。運営上において見直しをしなければならないところはどこか。また、来年度から実施に向かうのであれば、タイムリミットは限られています。町の方針、方向をいつまでに示されるのか、お尋ねをいたします。

また、現状、幼稚園部の希望者が激減する状況の中で、現在休園せざるを得ない幼稚園があります。新制度との関連で、これもきちんと整理していく必要があるのではないのでしょうか。これについても所見をお伺いいたします。

子育て支援が自慢できる町、優しさと活気あふれる垂井町、そんなまちづくりを強く願いながら質問を終わりたいと思います。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの広瀬議員からの幼保一元化事業の現状と今後の推進についての質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに1点目の東こども園の開園、1年経過に対するの検証についてですが、園では運動会や保育参観などの行事において、その都度アンケート調査を実施し、さらに全園では、5歳児の保護者に対しては教育・保育を同時に受けることについてのアンケート調査も実施するなど、常に保護者の意見やニーズを確認しているところです。

また、東こども園では、園児の数が多いことについて、保護者からは生活面などにおいて心配される声もあったわけですが、逆に多くの園児がいる環境での多様な経験やさまざまな友達や地域の方と触れ合うことにより、多くの園児がいろいろな力をつけたと感ぜられるなどと保護者の方からも安心していただいているといった意見とか、職員の数が多いことにより、いろいろな視点で園児を見ることができ、職員間での意見交換により、さまざまな教育・保育の提供ができるようになったなどの意見が得られております。

また、保護者に来ていただく参観日については、特定の日だけでなく、複数日の期間を設けることにし、保護者に来ていただきやすい環境にすることにより、結果として混乱もなく、多くの保護者に来ていただくことができているといった意見もございました。

これらについて、施設の規模が大きくなったことにより、心配されていたことが逆に園児や保護者、そして職員に対してもよい刺激となっており、また運営面においてもよい結果が得られたと受けとめているところでございます。

続きまして2点目の、昨年度の東こども園の運動会についてでございますが、昨年度の運動会は、小学校との連携及び保護者の方々が観覧しやすい場となるよう保護者会と協議を重ねた上、東小学校のグラウンドで実施いたしました。

この運動会につきましては、終了後に保護者の方にアンケートを実施しており、多くの保護者の方から、園児の成長の発見ができたことや、家族との触れ合いができたことで満足していただいているとの意見を多くいただきました。今後も運動会などの行事につきましては、保護者の意向を尊重するとともに、園の運営方針を理解していただくなど、保護者会との協議により実施していくこととし、また不満の声も真摯に受けとめ、地域に合った形で実施していきたいと考えております。

また、園庭の拡張についてでございますが、既に当初の計画どおり完成し、開園から1年が経過した現在、日々の保育及び災害時の避難場所としては広さが確保されているため、今のところ拡張の予定はありません。しかしながら、駐車場については、園舎南側の第1駐車場が借地でございますので、恒久的な駐車場の確保のためには、場合によっては今後購入を視野に入れた検討をする必要もあるかと思われまます。

続きまして、3点目の緊急時における園児たちの避難対策についてですが、現在垂井町の保育園・幼稚園では、防災計画、防災マニュアル、不審者侵入時の危機管理マニュアルを作成して、毎月、命を守る訓練として、火災、地震、不審者を想定した訓練を実施しています。

東こども園では、他の園に比べ入園児数が多いことから、訓練では第1避難場所、これはグラウンドですけれども、第1避難場所への誘導だけではなく、第2避難場所、こちらが南側の駐車場になります。そちらへも素早く避難するような訓練についても実施をしているところであります。

また、不審者への対応につきましては、刺股を実践的に使用し、複数人で対応することにより、女性の力でも不審者から園児を守るための訓練なども実施しております。

さらに、訓練以外にも防火教室というものを実施いたしまして、消防署員の指導のもと、職員、園児の災害に対する危機意識の向上に努めているところでございます。今後も、災害時には臨機応変な対応ができますよう、さまざまな場面を想定した訓練を実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして、4点目の幼保一元化におけるコストについてですが、初めての施設でわずか1年経過した現時点では、コスト面を数値的に比較することは大変難しいこととございます。しかしながら、東こども園の開園にあわせて、統合により閉園となった綾戸保育園及び垂井東幼稚園は、それぞれいずみの園と東小学校留守家庭児童教室として有効に活用しており、それぞれの施設の拡充が図られたことは大きな成果であったと考えております。今後の幼保一元化事業の計画・振興の中では、施設の再編成とあわせて土地、建物等の資源有効活用も十分に検討するとともに、手厚い保育をしながらのコスト削減に努めてまいります。

続きまして、5点目の幼保一元化等の今後についてですが、垂井こども園の用地につきまし

ては、現在地権者の方と交渉を継続しているところですが、まだ購入には至っていないのが状況でございます。

垂井町幼保一元化等推進計画案、第2次の整備スケジュールにおきましては、垂井こども園の開設は平成28年度とする中、既に計画に若干のおくれが出ているのが現状でございます。しかしながら、土地の取得につきましては相手方のあることとございます。現在慎重に交渉を進めているところでもあります。今後できるだけ早く方向性を導き出したいと考えているところでございますので、御理解をお願いいたします。

なお、現在の候補地での開設が難しいと判断した場合でございますが、その時点では議会にも報告をさせていただき、各種代替案等を検討しながら今後事業を推進していくつもりでございます。

続きまして、6点目の子ども・子育て支援新制度による影響についてですが、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づくこの新制度におきましては、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

新制度では、施設給付型と呼ばれる認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度や小規模保育、居宅訪問型保育等の地域型保育給付の仕組みが新たにつくられます。さらに幼保連携型認定こども園については、認可や指導監督が一本化できるよう、認定こども園制度が改善されています。このほかにも、地域の実情に応じた子ども・子育て支援として、地域子育て支援センター、留守家庭児童教室、一時預かり事業などについても制度が統一され、見直しも図られています。

ただ、この新制度につきましては、まだ不確定な部分が多く、平成27年度からの施行を目指し、国から随時情報が出されている状況ではございますが、現段階では、本町が進めている幼保一元化に対して大きな影響を与えるものではないと考えております。しかし、保育園の入園手続や利用料等につきましては、国の制度改正により変更が生じるものと認識しており、この場合、秋の入園申し込みの手続までには、対応する各種条例等の制定改正も必要になってまいります。

また、町の方針につきましては、昨年度実施しました子ども・子育てに関するアンケート調査の結果に基づき、垂井町子ども・子育て会議の議論を踏まえまして、条例の制定や改正の手続の前にはお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、制度の改正につきましては、保護者の方にわかりやすい情報提供を行うため、広報での周知だけでなく、今後説明会等も開催していきたいと考えているところでございます。

なお、幼稚園の今後につきましては、新制度によりまして、利用ニーズが増加することも考えられますので、アンケート結果及び来年度の受け付け状況などを注視しながら、今後の事業計画に反映してまいりたいと考えているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 10番 広瀬文典君。

〔10番 広瀬文典君登壇〕

○10番（広瀬文典君） 再質問をさせていただきます。

幼保一元化事業、東こども園が開園してちょうど1年になりました。策定段階でも第1次案、第2次案を含めると、5年近くかかっているかと思っております。

そういった中で、今般その策定におかれまして、中心にかかわられました担当課長さん並びに係長さんが人事の異動で異動されたという経緯もありまして、新しくつかれた課長さんは本当に大変だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それにつきまして、検証等につきましては、いい話ばかりお伺ひしておりましたけれども、決してそればかりではないと思ひます。もう少し現実にきっちり見定めていただきまして、それにどう向かうかというのはやはり行政の責任ではないかなあというふうに思ひます。いいことは当たり前のことであつて、そうではなくて、やはり問題点はどうかということを開いて、それでお互いに知恵を出すというのがこれからの取り組みじゃないかなというふうに思ひます。

いずれにしても検証というのも含めまして、今度国のほうから新制度が示されました。それとの絡みの中で、改善すべきことはやっぱり図っていくことが妥当じゃないかなと私自身は思ひます。その点について、もう一度確認をさせていただきたいと思ひます。

それからここもちょっと問題ですけれども、園庭の問題ですね。これもいろんな意味でアンケートをとられてよかったという意見があるということなんですけれども、それは私から言わせれば一方的な回答でありまして、本来ならばやはり同じ母校といいますか、自園であるのが当然だというふうに思ひます。

これを逆に捉えれば、これから今後進められる垂井町の幼保一元化の事業、垂井地区にしろ、あるいは北にしろ、南にしろ、運動会はそれぞれ小学校のグラウンドを利用してされるのかどうか、そこまで考えてみえてされるのかどうかということもきちっと頭に置いて答弁されたかどうかということをお伺ひしたいというふうに思ひます。

現状、今、東こども園はグラウンドが狭いというふうでお話しさせていただいておりますが、方法はいろいろあるかと思ひます。拡張、新たに取得する部分と現状ある施設をやりくりする等の手もあるかと思ひます。その辺には知恵を出していただければというふうに思ひます。

そんなところも思うところですが、それについてもう一度確認をとらせていただきます。

具体的に申し上げますと、今、東こども園の園庭の中、あるいはその周りには地元自治会の施設もあります。最近聞いていますと、駐車場スペースがなくなって非常に使い勝手が悪くなってきたというような話もちらほら耳に入っておりますし、もう1つは、子育て支援センターがありますが、これは今後、他の地区で統廃合する中で施設利用を再度検討していけば、そういったスペースは生まれてくるんじゃないかなというふうに私は考えております。そういったところまで見てきちっと考えていっていただかないと、同じこども園構想の中で、自分のグラ

ウンドで運動会ができるところ、できないところがいろいろ出てくるということは、逆にこれはまた問題になる。ましてや、垂井で一番最初にできた、注目される中で出てきたこども園がこんな姿では情けないということで申し上げているというところであります。

それから避難訓練ですけれども、以前、年間計画等、図式をいただきました。それから避難経路いただきました。ここで申し上げているのは、通り一遍の答えやなしに、東こども園の場合は、全体でも限りあるスペースの中で増築しております。そういった意味で避難経路を見てくださいと、集中する箇所があるわけですね。そういった場合、各教室、あるいは2階からおりてくる、北から南から出てきて集中する場所があったりする。同じところで交錯する部分が非常にある。これが本当に判断できない子供たちがスムーズにできるかどうかというところを心配するわけです。だからといって、じゃあもう一度建物をつくり直せとかいうことは大変な事業になります。解決するには、やはりより多くの訓練回数をふやすということが大事じゃないかなあと考えております。これは、だから訓練するぞということではなしに、日常の園の生活の中で訓練というものをうまく取り入れた形のことでもどんどん工夫して入れていただきたいというふうに思うわけです。

この件につきましても、どう思われているか、もう一度確認をとらせていただきたいと思えます。子供たちは判断できません、はっきり申しまして。やはり先生方がどう的確にそれに対応できるかということです。子供たちへ教え込むんじゃなしに、先生方自身の判断のほうが大事じゃないかなと思えます。

この件は、いわゆる東日本大震災の中で明暗を分けたという例が既に出ておりますね。そういった意味から、もう一度しっかりと認識していただいて、対応するようにお願いしたいんですけど、この件についてもよろしくお願ひしたいと思えます。不審者侵入についても同様でありますけれども、どこかの国の船が沈没したみたいなことにならないように、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それから垂井地区の動向について、鋭意今現在、地権者と交渉中だと言っていますけれども、地権者と交渉というのは進展しているのか、膠着状態でそのままになっているのかどうか、もう一つその辺をお伺ひします。でないと、どこでどう判断するかというところまで来ていると思えます。でないと、計画がどんどんずれていきますし、そういった意味で期待されておる地区の方々、保護者の方々もたくさん見えるかと思えます。もう一度それをするかということ。かといって、一つの例を挙げますと、じゃあ錢さえ出せばいいんかというふうになると、これまた問題になりまして、町長が損害賠償の対象になったりすると大変な話になりますし、その辺もあれですけど、そういった中でどこできちっと判断するかというのも、もうそんなような時期に来ているんじゃないかなというふうにも思っております。それについてももう一度お願ひしたいと思えます。

あと、新制度につきましても、あらかじめ垂井町の幼保一元化事業の中で取り入れられてきている部分もあります。認定も範囲が広がったとかいろいろあるかと思えますけれども、そう

いった部分をきちっと整理していただいて、東の検証も踏みながら、よりよいこども園をつくっていただきたいというふうに思います。

かつては、皆さんも御存じだと思いますけど、垂井町は子育て支援では他の市町より非常にすぐれているまちだと言われました。このことは町長自身もよく認識されていると思います。

今、国のほうから示されました新たな制度は、地方の裁量も十分にあります。これを機に、今の事業をよりきめ細かくニーズに対応して、より一層充実した垂井らしさが見える制度、体制をつくり上げていただいて、いま一度子育て支援の自慢ができる町、そして優しさと活気あふれる垂井町をみんなの知恵と汗でつくり上げていかなければならないと思っておりますが、それにつきましても町長の所見並びに決意をお伺いして、再質問とさせていただきます。

○議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの広瀬議員の再質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

私のほうからは、まず2点目の運動会の件でございますが、アンケートのお話をさせていただきました。そのアンケートの中には、グラウンドはどうでしたかという項目もございました。その結果というのは、実は項目として、「大変よかった」「よかった」「普通」「余りよくない」「よくない」という5項目に分かれておったんですけれども、そのうちの「大変よかった」「よかった」に90%が集まっているという結果ではございます。

〔発言する者あり〕

そのような結果であったと、まず事実です。東小のグラウンドでやったということについて、という項目の結果です。

それで、実際の意見としてやっぱりいろいろございました。いい悪い、確かにございます。まず、悪いという項目を見させていただきますと、広過ぎて子供が遠くに感じるというのが1つと、もう1つは、広過ぎて子供のカメラ、ビデオがなかなか撮れないというのが何点かございました。どちらかという、親から子供を見る、またカメラを撮る、そういう視点での話がマイナス要因というふうで出ておりました。

逆によかったという点というのは、広いということがゆったりできた、子供が伸び伸びしているというような項目とか、見るほうもゆったりと観覧できたとか、1つ非常におもしろい文句があったんですけれども、アンケートの結果があったんですけれども、とてもすてきな運動会でした。親としてはなれないグラウンドでの運動会に不安がありました。そんな親の心配も関係なく、伸び伸びと子供たちは参加していたように思いますと。でも、親の本心としては、なれたグラウンドでやらせてあげたいということで、ちょっと相反するような結果だったんですけれども、どちらかという、親としては自分たちは見てやりたいという気持ち、でも子供はその大きさに関係ない、現場に合わせた動きができているということで、どちらかという子供は楽しくやっていたと、非常におもしろかったというような意見がたくさん出ており

ます。

ということで、結果としては非常によかったなと私たちは認識しておるところですけれども、そこで自園でのというところのお話ですけれども、じゃあほかの地区ではというときには、これはたしかその地区に合わせたと、その地区での結論を出すというふうにはたしかになっていないと思うんですけれども、ここの場合は、たまたまここの東小学校でやったと。でも、ほかの地区については、その地域での運動会ということもございますので、その地区での判断になるかと思えます。この結論が全てではないと思っております。

それと、園庭の拡張の件でございますが、隣に自治会さんの施設があるとか、子育て支援センターがあるというようなところでございますが、これはもう最初の計画の中で入ってきたものですので、確かにあることはあるんですけれども、それをすぐにどうするというところは今のところ考えていない状況でございます。

それと、避難計画の件で経路の問題でございますが、確かに2つの建物が近寄っておりますので、1カ所で、出口のところで集中するということがございます。それで、先ほど申しました、毎月訓練は必ずやるというのが大前提です。同じことを繰り返すんじゃなくて、たまたまことしの場合、4月には非常ベルを教えて、これが鳴ったら逃げるんだというところから始めて、次からは日にちも時間も教えない、突然非常ベルを鳴らして逃げる訓練をします。そのときには、先生方は笛を使って、これは非常事態だよということをわからせて避難するというような訓練もしている。先ほど言われた工夫をしてというのは、既に園のほうで対応しているという状況でございます。

それともう1つ、垂井地区の用地の件ですけれども、はっきり言いまして、今膠着状態ということで、先ほど言いましたとおり、早く結論を出す時期に来ているのかなと。そろそろ結論を出す時期に来ているのかなとは思いますが、やはり先ほど言いました、相手方のあることですので、相手方のお話もお聞きしながら、交渉しながら進めるのが大事だと思いますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。ただ、いつまでもということではございませんので、できるだけ早い結論を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 広瀬議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

主な論点は、全て今担当課長のほうから申し述べたというふうに思いますが、冒頭に申されたいろいろな問題点を認識すること、そこからやはり始まるというふうに思っていますので、いろいろいただいております意見を真摯に受けとめながらそれを改善していく、さらによりよいものにしていくと、この姿勢だけは崩したくないというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

それから、垂井こども園の件に関しましては、現在膠着状態ということでございますが、いろいろ働きかけをしておるところでございますが、なかなかおりていただけないというのが現状でございます。ですが、これをやはりいつまでもずるずるといふわけにはいかないというふうに認識をしております。どこかで結論を出さなければいけない時期が来ると思います。今、示されておる単価では、やはり私が背任に問われるというような御提言もありましたけれども、まさに現状の市場価格とずれておるような状況もありますので、そこら辺はやはりしっかりと協議していく必要があるというふうに思いますが、相手方があることでございますので、そこら辺、どこまで歩み寄れるのかというようなことの判断と、それからこの将来ということをしつかりと見定めた上での判断をしていきたい。その時期は余り先には延ばしたくないという思いでございますので、また今後進める中で議会にも諮っていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

子育て環境、きょうの論議の中で、やはり人口問題減少に関するこれからの地方のあり方ということが、さまざまな論点があったというふうに思いますが、この中の大きな切り口というのは子育て支援もあるというふうに思います。子育てが誇れるといえますか、盛んな地域に人が集まってくるという状況の中で、今までもいろんな政策を打ってきたところでございます。乳幼児の医療費を先駆けて取り組んだなどはまさにそういった思いがあったわけでありましてけれども、今、時代はやはりどの地域もそういった思いで取り組んでおるということでございますので、午前中の質問にもありました、各地域がそれぞれ競い合っていくと。ただ、パイは限られておりますので、どのように競い合うか、あるいはどのように魅力を発信するかということにかかわってくるわけで、その中で子育てということをしつかりと情報発信する中で垂井町らしさというものをアピールしていきたいと思っております。

これからも御支援と御指導をよろしく願いまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

[発言する者あり]

○議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 失礼いたしました。

休園せざるを得ない園があるんじゃないかというようなお話でございましたが、現在、1園が休園状況でございますけれども、これをどうしていくかということは、やはり今後の制度の中での考え方が生きてくるものというふうに思いますし、現在、空き施設をどういうふうにご利用するかという地元からの要望もございます。

また、簡単に廃園するという状況も、それは今できない状況ではないかなというふうに思います。これはやはり地元の方の同意と、あるいは協議の中で進めていく部分でございますので、現在休園でございますけれども、この施設の利用ということも含めて考えていきたいと考えておりますので、安易に今休園しているから廃止するというような形にはならないというふうに

思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（栗田利朗君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 28 分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 吉 野 誠

